

# 浜松市都市計画公園の 見直し方針と整備の優先順位付け方針

平成 26 年 6 月

浜 松 市



はじめに	1
第1章 都市計画公園とは	2
(1) 都市計画公園とは	2
(2) 都市計画公園の種別	2
(3) 都市計画公園の機能	5
第2章 浜松市における都市計画公園の現状	6
(1) 都市計画決定の状況と開設状況	6
(2) 未開設公園の状況	8
(3) 公園整備の経過と未開設区域が残る背景	13
(4) 都市計画公園整備の問題点	17
第3章 見直し計画及び整備プログラム策定の必要性	18
(1) 社会経済情勢等の変化	18
(2) 緑に対する市民の意識	24
(3) 将来都市像の変化	26
(4) 見直し計画及び整備プログラム策定の必要性	28
第4章 見直し計画及び整備プログラムの位置づけ	30
(1) 目的	30
(2) 上位関連計画との関係と策定の流れ	31
(3) 計画期間・改訂	32
(4) 都市公園整備の目標と見直しの考え方	33
第5章 見直し計画及び整備プログラムの作成手順	37
(1) 見直し方針と整備の優先順位付け方針	37
(2) 全体フロー	39
(3) 見直し手順	40
(4) 整備プログラム作成手順	51
第6章 都市計画の変更・事業の実施に向けて	56
(1) 今後の流れ	56
策定体制と検討の経緯	57
(1) 策定体制	57
(2) 検討の経緯	58
用語解説	60



## はじめに

公園緑地は、緑の拠点として、自然環境の創出、防災機能の確保、スポーツ・レクリエーションの場の提供、潤いある都市景観の形成等、多様な役割を担うことから、その量の確保と質の充実が求められています。その中で都市計画公園・緑地・墓園（以下、「都市計画公園」という。）は、将来の都市像を踏まえ、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保することを目的に、都市計画法で定められた公園です。

浜松市（以下、「本市」という。）における多くの都市計画公園は、高度経済成長期の市街地拡大や人口増加を前提に計画しています。

しかし、都市計画決定したものの、整備が完了するまでには多大な資金と時間を要するため、事業着手の目途が立たず、長期間にわたって未開設となっているものがあります。

近年の社会経済情勢の変化から、これらの公園の開設には今後も一定の年月を要することが予測され、周辺住民や地権者に対して様々な問題を生じさせる可能性があります。また、都市計画決定当初にその公園に期待されていた役割にも、変化が生じてきています。

このため、既存の都市計画公園の中で未開設区域が存在するものについて、現状等を踏まえたうえで、それら未開設公園の必要性や区域の妥当性を社会情勢の変化に照らし合わせて検証し、都市計画公園のあるべき姿を個別に示す見直し計画を策定します。

また、見直し計画で必要性や妥当性が確認された未開設区域については、効率的、効果的に整備するために、整備の優先順位付けを行い、事業着手の目途を示す整備プログラムを策定します。

浜松市都市計画公園の見直し方針と整備の優先順位付け方針は、この見直し計画と整備プログラムを策定するうえでの考え方を示すものです。

現在、「市民一人当たりの都市公園等面積」の全国平均が10.0㎡であるのに対し、本市は7.91㎡（都市計画区域では8.01㎡（特定地区公園を除く。））と全国水準に及んでいません。今後も公園整備を進めていくためには、選択と集中の考えのもと、限られた財源を活用しながら事業を進めていかなければなりません。これから策定する見直し計画と整備プログラムは、そのために活用していきます。

# 第1章

## 都市計画公園とは

### (1) 都市計画公園とは

都市計画公園は、都市の潤いある健康的で豊かな市民生活を確保するとともに、避難地や延焼防止等の都市防災機能の確保や生態系の維持をはじめとする良好な都市環境を維持するための都市施設であり、都市計画法の手続きを経て、定められています。

都市計画公園を定める意義としては、下記の3点に要約されます。

- 土地利用や他の都市施設の計画と調整し、都市計画としての総合性・一体性を確保することができます。
- 都市計画公園等の区域内には一定の建築制限が発生し、整備に支障をきたす建築物が建築されることを抑止することができます。
- 都市計画決定の手続きを行うことにより、計画の必要性と計画内容が明示され、整備に向けた住民との合意が形成されます。

### (2) 都市計画公園の種別

都市計画公園の種別は、その公園の持つ機能から下記のように分類され、その役割に応じて、規模や配置の考え方も次のように示されています。

種類	種別	内 容	配置の考え方
住 区 基 幹 公 園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積 <u>0.25ha</u> を標準として配置する公園	(参考) 誘致圏半径 <u>250m</u> を標準
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積 <u>2.0ha</u> を標準として配置する公園	(参考) 誘致圏半径 <u>500m</u> を標準
	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積 <u>4.0ha</u> を標準として配置する公園	(参考) 誘致圏半径 <u>1km</u> を標準

種類	種別	内 容	配置の考え方
都市基幹公園	総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 <b>10～50ha</b> を標準として配置する公園	原則として一の市町村の区域を対象として住民が容易に利用できる位置に配置
	運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 <b>15～75ha</b> を標準として配置する公園	原則として一の市町村の区域を対象として住民が容易に利用できる位置に配置
広域公園		一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で地方生活等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 <b>50ha以上</b> を標準として配置する公園	一の市町村の区域を超える圏域を対象として、交通の利便の良い位置に配置
特殊公園	風致公園	主として風致の享受の用に供することを目的とする公園	樹林地、湖沼海浜等の良好な自然的環境を形成する土地を選定して配置
	動物公園 植物公園	動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園	気象、地形、植生等の自然的条件が当該公園の立地に適した土地を選定して配置
	歴史公園		史跡、庭園、建築物等の文化的遺産の存する土地若しくはその復元、展示等に適した土地または歴史的意義を有する土地を選択して配置
緑 地		主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地	主に良好な自然的環境を形成する樹林地、水域及び水辺地、草地、湿原、岩石地、貴重な動植物の自生地、生息地、飛来地分布地及び文化的遺産の分布地等の土地等に配置
墓 園		自然的環境を有する静寂な土地に設置する、主として墓地の設置の用に供することを目的とする公共空地	主に市街地に近接せず、かつ、将来の発展を予想し市街化の見込みのない位置であって、交通の利便の良い土地に配置
広 場		主として歩行者等の休息、観賞、交流等の用に供することを目的とする公共空地	主に都市の象徴または記念の目的に供する場所あるいは都市景観の向上に著しい効果が認められる場所に配置

(資料：公園緑地マニュアル、都市計画運用指針を基に作成)

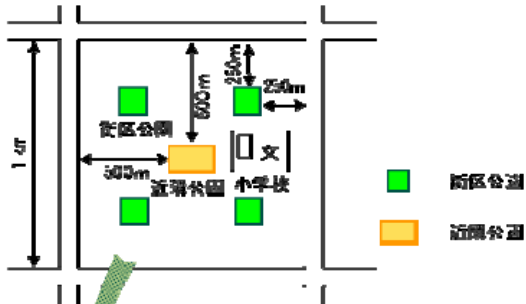
# 公園緑地の配置の考え方

## 住区レベル（1 近隣住区）

標準面積：100ha (1 km×1 km)  
 標準人口：10,000 人  
 街区公園：4 箇所  
 近隣公園：1 箇所

街区公園：標準面積 0.25ha  
 誘致距離 250m

近隣公園：標準面積 2.00ha  
 誘致距離 500m



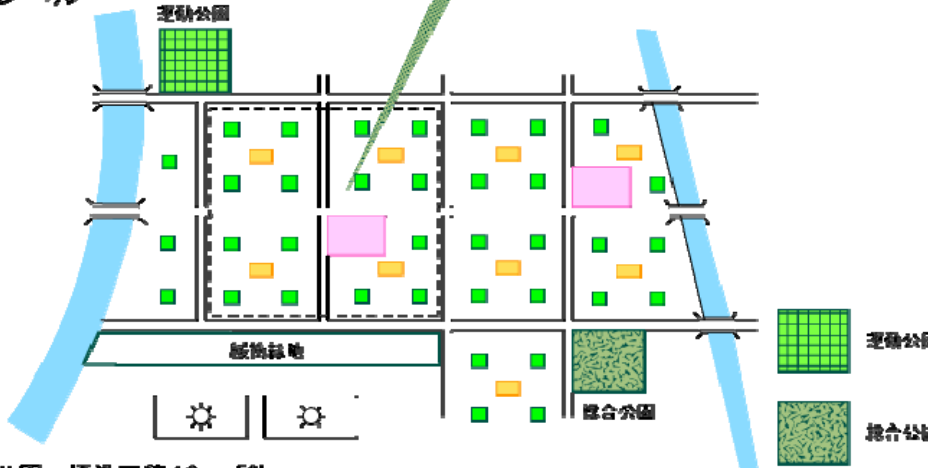
## 地区レベル（4 近隣住区）

標準面積：400ha (2 km×2 km)  
 標準人口：40,000 人  
 街区公園：16 箇所  
 近隣公園：4 箇所  
 地区公園：1 箇所

地区公園：標準面積 4ha  
 誘致距離 1 km



## 都市レベル



総合公園：標準面積 10 ~ 50ha  
 運動公園：標準面積 15 ~ 75ha  
 都市の規模に応じて配設



### (3) 都市計画公園の機能

一般的に公園緑地の基本的な機能として、「環境保全」、「防災」、「景観形成」「レクリエーション」等があります。浜松市緑の基本計画では、幅広い概念としての「みどり」の機能を下記のようにとりまとめています。

機 能	内 容
環境保全	みどりは、地球温暖化対策（温室効果ガス吸収源対策）につながる大気中の CO <sub>2</sub> などの削減、大気の浄化、騒音防止、防塵、ヒートアイランド現象の緩和、水循環の維持などの効果により、都市の環境を改善し、市民の生活環境を保全するとともに、生物の生息・生育環境を形成し、その結果として生物多様性の保全に寄与します。
防 災	みどりは、災害時には、火災の延焼防止、避難地、避難路などの確保に重要な役割を果たし、復興時には復興資材の提供や復興活動の拠点となるなど、市民の生命や財産を守ります。
保水・遊水	みどりは、雨水浸透貯留機能や洪水調節機能などにより、水害を防止するとともに、地下水をかん養し、河川やせせらぎなどの水環境を支えます。
景 観	みどりは、快適で美しく、うるおいある都市景観をつくとともに、自然と歴史に基づく個性と風格ある景観をつくり、郷土意識を醸成します。
スポーツ・レクリエーション	みどりは、スポーツや散策など多様なレクリエーション利用を通じて、市民の身近な遊び場、憩いの場、健康づくりの場となります。
環境教育	みどりは、市民が身近に水と緑とのふれあいを体験できる場所であるとともに、次世代を担う子どもたちの自然体験の場と機会を提供します。
コミュニティ形成	みどりは、レクリエーションやみどりに関連する活動を通じて市民の交流の場となり、コミュニティ形成に寄与します。

(資料：浜松市緑の基本計画から抜粋)

## 第2章

### 浜松市における都市計画公園の現状

#### (1) 都市計画決定の状況と開設状況

##### ① 種別の状況

本市では、合計189箇所、面積1,544.42haの公園を都市計画決定しています。このうち、箇所数をみると最も多いのは街区公園です。街区公園の面積ベース、箇所ベースの整備率(%)は共に90%を超えており、整備率は高い状況となっています。

計画決定面積をみると、総合公園が最も多くを占めていますが、整備率は低くなっています。遠州灘海浜公園(670.5ha)によるところが大きいものの、その他の総合公園においても未開設部分が多くみられます。

全体的には、身近な公園ほど整備を進めてきたことがわかります。

##### 種別の決定状況と開設状況

種別	計画決定 公園数 A	計画決定 面積 (ha) B	開設面積 (ha) C	面積ベース 整備率 (%) C/B × 100	全ての区域 が開設済の 公園数 D	箇所ベース 整備率 (%) D/A × 100
街区公園	119	35.12	32.75	93.3	110	92.4
近隣公園	28	60.55	28.60	47.2	15	53.6
地区公園	3	15.60	13.12	84.1	1	33.3
総合公園	16	1,078.00	242.67	22.5	3	18.8
運動公園	3	56.40	45.45	80.6	1	33.3
風致公園	2	20.00	7.98	39.9	0	0.0
歴史公園	2	7.70	0.00	0.0	0	0.0
広域公園	1	34.60	34.60	100.0	1	100.0
緑地	12	193.90	70.69	36.5	5	41.7
墓園	3	42.55	8.37	19.7	0	0.0
計	<b>189</b>	<b>1,544.42</b>	<b>484.23</b>	<b>31.4</b>	<b>136</b>	<b>72.0</b>

※ 開設面積は都市計画決定区域内の都市公園としての開設面積であるため、公園部局以外で供用している公園面積は含みません。

※ 開設面積には遠州灘海浜公園、佐鳴湖公園、天竜川緑地の水面など推定約780haを含みません。

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

## ② 年代別の状況

本市では、昭和24年から公園の都市計画決定を行っています。昭和24年から昭和48年に都市計画決定され、都市計画決定後40年以上が経過したものは92箇所あります。なお、この時期は都市の拡大が急速に進行した高度経済成長期(昭和30年～48年)と重なります。

30年以上経過しているものは、これらも含めると126箇所あり、全体の約66.7%を占めます。一方、10年以内に計画決定されたものは3箇所しかありません。

### 当初決定からの経過年数別都市計画公園の計画決定箇所数

当初決定年度 (経過年数)	S28年3月以前 (60年以上)	S28年4月～S38年3月 (50年以上 60年未満)	S38年4月～S48年3月 (40年以上 50年未満)	S48年4月～S58年3月 (30年以上 40年未満)	S58年4月～H5年3月 (20年以上 30年未満)	H5年4月～15年3月 (10年以上 20年未満)	H15年4月以降 (10年未満)
箇所数	16	33	43	34	44	16	3

(平成25年3月31日現在)

← 40年以上経過 92箇所 →

← 30年以上経過 126箇所 →

※ 当初決定からの経過年数とは、各公園の最初の都市計画決定から平成25年3月31日までの年数のことをいいます。

## ③ 区別の状況

計画決定や開設面積、整備率には、区によって差があります。

### 区別の決定状況と開設状況

行政区	計画決定公園数 A	計画決定面積(ha) B	開設面積(ha) C	面積ベース整備率(%) C/B×100	全ての区域が開設済の公園数 D	箇所ベース整備率(%) D/A×100
中区	82	213.46	97.88	45.9	59	72.0
東区	31	34.40	26.19	76.1	28	90.3
西区	30	311.79	166.26	53.3	22	73.3
南区	24	882.48	124.73	14.1	15	62.5
北区	9	67.85	45.93	67.7	6	66.7
浜北区	10	32.74	23.24	71.0	6	60.0
天竜区	3	1.70	0.00	0.0	0	0.0
計	189	1,544.42	484.23	31.4	136	72.0

※ 開設面積は都市計画決定区域内の都市公園としての開設面積であるため、公園部局以外で供用している公園面積は含みません。

(平成25年3月31日現在)

## (2) 未開設公園の状況

### ① 未開設公園の状況

未開設区域が存在する都市計画公園は、次の表のとおり、53箇所あります。主な特徴として、次のようなことがあります。

- 整備済みの一部の区域において、主要な機能が確保されているもの
- 周辺に児童遊園などの都市公園以外の公園や施設が存在するもの
- 区域内や周辺に社寺林等の緑が存在するもの
- 土地区画整理事業で整備する予定があるもの
- 未開設区域は海岸・河川・湖面などの部分で、それ以外の区域は整備され、事業目的は達成されているもの
- 歴史公園等公園部局以外の部署で管理しているもの

未開設公園一覧表

番号	種別	公園名	所在地	都計年月日 上段:当初 下段:最終	面積(ha) 上段:計画 下段:開設	備考
1	街区	せんげん 浅間公園	中区 上浅田一丁目	S24. 2. 3 S24. 2. 3	0.65 0.00	
2	街区	すなやま 砂山公園	中区砂山町	S30. 3. 31 H 9. 4. 4	0.20 0.00	高竜土地区画整理事業地内
3	街区	あがたい 県居公園	中区 東伊場一丁目	S30. 3. 31 S30. 3. 31	0.24 0.00	縣居神社境内地内
4	街区	はちまん 八幡公園	中区八幡町	S33. 9. 19 S33. 9. 19	0.26 0.00	浜松八幡宮境内地内
5	街区	なかばさみ 中狭公園	西区 雄踏町字布見	S55. 4. 7 S55. 4. 7	0.22 0.00	児童遊園として供用済み
6	街区	りょうけ 領家公園	西区 雄踏町字布見	S55. 4. 7 S55. 4. 7	0.20 0.00	
7	街区	てらじまにし 寺島西公園	中区寺島町	H17. 3. 16 H17. 3. 16	0.20 0.00	高竜土地区画整理事業地内
8	街区	じょうろうづか 上廊塚公園	天竜区船明	H 5. 3. 26 H 5. 3. 26	0.20 0.00	船明土地区画整理事業地内
9	街区	かわくぼ 川久保公園	天竜区船明	H 5. 3. 26 H 5. 3. 26	0.20 0.00	船明土地区画整理事業地内
10	近隣	さいががけ 犀ヶ崖公園	中区 布橋一丁目	S24. 2. 3 S24. 2. 3	0.87 0.00	
11	近隣	むこうじゆく 向宿公園	中区 向宿三丁目	S24. 2. 3 S24. 2. 3	2.00 0.00	
12	近隣	てんのう 天王公園	東区天王町	S37. 12. 26 S37. 12. 26	4.40 0.00	
13	近隣	かみいだ 上飯田公園	南区飯田町	S37. 12. 26 S37. 12. 26	3.20 0.00	龍泉寺、稻荷神社境内地内
14	近隣	しろわ 白羽公園	南区白羽町	S37. 12. 26 S37. 12. 26	4.40 0.00	
15	近隣	かみだ 神田公園	中区神田町	S37. 12. 26 S37. 12. 26	2.60 0.00	

番号	種別	公園名	所在地	都計年月日 上段:当初 下段:最終	面積(ha) 上段:計画 下段:開設	備考
16	近隣	にっばし 新橋公園	南区新橋町	S37. 12. 26 S37. 12. 26	4. 10 0. 00	
17	近隣	しのはら 篠原公園	西区篠原町	S37. 12. 26 S37. 12. 26	3. 00 0. 00	
18	近隣	ふなぎらちゅうおう 船明中央公園	天竜区船明	H 5. 3. 26 H 5. 3. 26	1. 30 0. 00	船明土地区画整理 事業地内
19	近隣	たかさご 高砂公園	中区浅田町	S24. 2. 3 S24. 2. 3	2. 35 0. 10	
20	近隣	とみつか 富塚公園	中区富塚町	S37. 12. 26 S61. 3. 28	2. 10 1. 98	
21	近隣	なかだ 中田公園	東区中田町	S37. 12. 26 S37. 12. 26	2. 00 0. 94	
22	近隣	なづか 名塚公園	中区名塚町	S37. 12. 26 S37. 12. 26	3. 70 1. 05	
23	地区	にしのみや 西之谷公園	西区 雄踏町宇布見	S55. 4. 1 S55. 4. 1	6. 50 4. 30	
24	地区	みそのちゅうおう 美菌中央公園	浜北区西美菌	S63. 9. 27 S63. 9. 27	5. 50 5. 22	
25	総合	えんしゅうなだかいひん 遠州灘海浜公園	南区中田島町	S24. 2. 3 S61. 3. 28	670. 50 63. 59	整備を要しない区 域含む(海岸、二級 河川馬込川、保安 林)
26	総合	てらわき 寺脇公園	中区寺脇町	S37. 12. 26 S37. 12. 26	9. 60 0. 00	
27	総合	にしからえ 西鴨江公園	西区西鴨江町	S37. 12. 26 S37. 12. 26	5. 00 0. 00	
28	総合	わごう 和合公園	中区和合町	S37. 12. 26 S37. 12. 26	18. 80 0. 00	オートレース場
29	総合	かもえやま 鴨江山公園	中区 鴨江三丁目	S24. 2. 3 S33. 9. 19	6. 30 0. 20	
30	総合	ほうがわ 芳川公園	南区本郷町	S37. 12. 26 S37. 12. 26	7. 00 2. 46	
31	総合	あんまがわ 安間川公園	東区安新町	S37. 12. 26 H18. 1. 17	7. 20 4. 45	
32	総合	かみ 可美公園	南区増楽町	S37. 12. 26 S37. 12. 26	19. 10 13. 94	
33	総合	みやこだそうごう 都田総合公園	北区 新都田一丁目	H 5. 8. 10 H 5. 8. 10	25. 60 23. 60	整備を要しない区 域含む(増沢池)
34	総合	いなさそうごう 引佐総合公園	北区 引佐町井伊谷	H12. 8. 16 H12. 8. 16	9. 40 9. 30	整備を要しない区 域含む (市道・農地)
35	総合	はままつじょう 浜松城公園	中区元城町	S24. 2. 3 S60. 1. 14	12. 60 10. 87	
36	総合	まごめがわ 馬込川公園	中区木戸町	S24. 2. 3 H 3. 12. 24	45. 00 1. 99	
37	総合	さなるこ 佐鳴湖公園	西区入野町	S24. 2. 3 H19. 2. 9	176. 70 47. 07	整備を要しない区 域含む(湖面:二級河 川新川)
38	運動	よついで 四ツ池公園	中区 上島六丁目	S24. 2. 3 S53. 11. 28	27. 20 18. 86	
39	運動	はなかわうんどう 花川運動公園	中区西丘町	H 3. 12. 24 H 3. 12. 24	20. 70 18. 09	整備を要しない区 域含む(二級河川花川)
40	風致	べんてんじま 弁天島公園	西区 舞阪町弁天島	S35. 8. 13 S35. 8. 13	6. 30 1. 52	
41	風致	いいだ 飯田公園	南区大塚町	S37. 12. 26 S55. 8. 8	13. 70 6. 46	

番号	種別	公園名	所在地	都計年月日 上段:当初 下段:最終	面積(ha) 上段:計画 下段:開設	備考
42	歴史	しじみづか 蜷塚公園	中区 蜷塚四丁目	S33. 9. 19 S45. 12. 26	5. 30 0. 00	国指定史跡蜷塚遺跡 山神社境内地内
43	歴史	いばいせき 伊場遺跡公園	中区 東伊場一丁目	S48. 8. 14 S48. 8. 14	2. 40 0. 00	伊場遺跡
44	緑地	いりのこふん 入野古墳緑地	西区入野町	S51. 12. 23 S51. 12. 23	0. 50 0. 00	市指定史跡入野古墳
45	緑地	ながさか 長坂緑地	中区富塚町	S50. 12. 25 S50. 12. 25	0. 90 0. 07	整備を要しない区 域含む (二級河川段子川)
46	緑地	にしあさだ 西浅田緑地	中区 西浅田一丁目	S53. 8. 7 S53. 8. 7	1. 00 0. 94	
47	緑地	てんりゅうがわ 天竜川 べつとうの 弁当野緑地	浜北区中瀬	H20. 2. 18 H20. 2. 18	7. 40 4. 19	
48	緑地	てんりゅうがわ 天竜川緑地	南区鶴見町	S42. 12. 28 S48. 6. 8	143. 60 31. 00	整備を要しない区 域含む (一級河川天竜川)
49	緑地	うちの 内野緑地	浜北区 染地台五丁目	H14. 4. 15 H18. 1. 17	7. 30 5. 22	
50	緑地	てんりゅうがわ 天竜川 かしまかみじま 鹿島上島緑地	浜北区上島	H20. 2. 18 H20. 2. 18	7. 60 3. 67	国有地(河川占用)
51	墓園	なかざわ 中沢墓園	中区中沢町	S24. 2. 3 S43. 10. 8	6. 77 0. 00	
52	墓園	すみよし 住吉墓園	中区 住吉四丁目	S24. 2. 3 S24. 2. 3	7. 59 0. 00	
53	墓園	みかたばら 三方原墓園	北区根洗町	S37. 12. 26 S37. 12. 26	28. 19 8. 37	

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

## ② 未開設公園の経過年数

未開設区域が存在する都市計画公園の当初決定からの経過年数をみると、40年以上経ったものが35箇所と全体の約66.0%を占め、長期間未開設の公園が多いことがわかります。全く開設していない公園も同様の傾向です。

### 当初決定からの経過年数別未開設公園の箇所数（上段）・未開設面積（下段）(ha)

当初決定 年度 (経過年数)	S28年3月 以前 (60年以上)	S28年4月 ～S38年3月 (50年以上 60年未満)	S38年4月 ～S48年3月 (40年以上 50年未満)	S48年4月 ～S58年3月 (30年以上 40年未満)	S58年4月 ～H5年3月 (20年以上 30年未満)	H5年4月 ～15年3月 (10年以上 20年未満)	H15年4月 以降 (10年未満)
一部未開設 の公園 箇所数	12 (815.85)	22 (109.22)	1 (112.60)	7 (6.41)	5 (4.59)	3 (4.18)	3 (7.34)
上記のうち、 全く開設され ていない公園 箇所数	5 (17.88)	13 (61.10)	0 (0)	4 (3.32)	3 (1.70)	0 (0)	1 (0.20)

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

40年以上経過35箇所、合計面積1,037.67ha  
(内18箇所は全く開設されていない)

※ 当初決定からの経過年数とは、各公園の最初の都市計画決定から平成 25 年 3 月 31 日までの年数のことをいいます。



### (3) 公園整備の経過と未開設区域が残る背景

#### 【公園の都市計画決定の始まり】

本市の公園の都市計画は、戦後間もない昭和24年に16箇所の公園の都市計画決定から始まります。その後、昭和37年、42年に多くの公園を都市計画公園として追加し、これらの年代を含む高度経済成長期及びそれ以降において、都市づくりに合わせて追加してきました。

#### 【本市を代表する公園の整備】

本市には都市部に位置する浜松城公園をはじめとする5つの体表的な公園があります。浜松城公園については、昭和24年に最初の都市計画決定を行い、整備を進めてきました。昭和52年には昭和天皇御在位50年記念公園として再整備を行い、昭和53年には市民プールが遠州灘海浜公園の江之島水泳場に、昭和58年には動物園が舘山寺に総合公園として移転し、浜松城公園自体については市中心部における緑豊かな市民の憩いの場として再整備を行い、市民に親しまれてきました。

一方、浜松城公園のスポーツ・レクリエーション機能を郊外に移転することにより、移転先では、その機能に特化した大規模な公園として、また、テーマを持った政策的なプロジェクトとして遠州灘海浜公園、舘山寺総合公園（動物園及びフラワーパーク）、四ツ池公園、佐鳴湖公園の整備を進めてきました。

これらの5つの総合公園（以下、「5大基幹公園」という。）については都市の形成とともに早くから整備を行い、本市の象徴的な公園として多くの市民や周辺市町から訪れる人々にも親しまれています。一方で、身近な公園利用を考慮して住区基幹公園的な機能も合わせ持つように整備を推進し、地域の子どもの遊び場としても親しまれています。

これらの公園は本市を代表する公園であることから、未開設の区域については、その整備の在り方に関する検討を慎重に進めており、全体の開設に向けて長い時間を要しています。

#### 【土地区画整理事業による公園整備】

本市の公園事業の特徴としては、昭和40年代、50年代にかけて施行された多くの土地区画整理事業により公園用地の移管を受けて、整備を進めきたことが挙げられます。一方、これらの高度経済成長期には、道路や下水道整備に公共投資の重点化が行われてきたため、土地区画整理事業の区域外での公園の整備にあたっては、買収による新たな土地を取得する必要があり、整備に時間を要しています。



### 【将来の市街化を見込んだ公園計画】

上記の公園に加えて、高度経済成長期の人口増加を背景として、将来の市街化を見込んだ近隣公園や総合公園等の比較的規模の大きな公園を市街地縁辺部に計画してきました。しかしながら、郊外部に位置することから整備の優先順位も比較的低位と判断され、整備までに長い時間を要しています。

### 【新市街地の公園整備の進展と既成市街地で未整備となっている公園】

バブル経済期においては、豊かな財政事情を背景に公園整備を進めてきましたが、これらも急速な宅地開発の需要を背景に、用地取得のしやすい郊外の新市街地に整備しました。一方、既成市街地に位置する身近な街区公園の整備には長い時間を要しています。

バブル経済崩壊後は、市全体の財源が減少する中、公共事業費の削減も受けて、円滑な事業進捗が図られていない状況です。

### 【公園用地の取得】

本市においては、財政難を理由に用地の先行取得は積極的に行われておらず、地権者からの買取要望に応じられない場合もあります。そのため、住宅需要が高い地区においては、長い年月の中で宅地化が進行している例もみられ、このような市街地では思うような事業着手に至っていません。

例えば、住宅地が建ち並ぶ都市計画公園区域内において、その中の1軒から買取要望があっても、その他の地権者の合意が得られていない状況では、今後の整備の目処が立たないことから積極的な買取には応じていない状況です。

都市計画決定等の経緯

年代	時代背景	主たる計画・調査等	各計画において目指した将来像や都市づくりの方向性	主たる都市計画決定
大正時代	●近代産業革命の時代 大正8年(旧)都市計画法公布	大正12年(旧)都市計画法 浜松市に適用		大正14年都市計画区域の決定
～昭和20年代	●戦後の復興時代 昭和28年～昭和の大合併 昭和24年浜松城公園開設	昭和21年戦災復興計画	戦災を受けた市街地の復興を目指した。	昭和21年都市計画道路網を一括して決定
		昭和29年浜松市総合調査	周辺市町との合併が進んでおり、東海道における中核都市として、都市構造の確立を目指した。	昭和24年都市計画公園・墓園16箇所の決定 昭和26年用途地域指定
～昭和40年代	●大量生産・大量消費の時代 昭和30年高度経済成長期の始まり 昭和39年東京オリンピック開催・東海道新幹線開通 昭和43年佐鳴湖公園開設 昭和44年東名高速道路開通	昭和37年西遠広域都市計画策定報告書	西遠地区における最初の都市計画サイドからの総合土地利用計画。(将来像は不明)	昭和37年都市計画公園20箇所の追加
		昭和45年浜松市総合開発基本構想	「活力あふれる豊かな市民生活」の実現を目指し、①人口、経済の拡大基調への積極的対処、②都市機能整備の促進、③広域都市政策の推進を将来の開発構想の基本とした。	昭和37年用途地域の変更、都市計画道路網を整理、統合、廃止 (浜北馬郡線(浜松バイパス)、笠井坪井線(浜松環状線)など) 昭和42年都市計画公園11箇所の追加 昭和47年西遠広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定
～昭和60年代	●地方の時代、民間活力導入の時代 昭和51年緑化推進センター開設 昭和52年浜松城公園、昭和天皇御在位50年記念公園として再整備 昭和54年第二次石油危機 昭和54年東海道本線高架化完成 昭和54年四ツ池公園浜松球場完成 昭和56年四ツ池公園陸上競技場完成 昭和58年浜松市動物園が館山寺町へ移転 昭和60年遠鉄高架化完成(新浜松～助信) 昭和63年遠州灘海浜公園一部供用開始	昭和50年第2次浜松市総合計画基本構想	都市計画に関しては、「可能な限りスケールアップして設定し、東海道線高架事業と併せて市街地改造事業並びに生活環境施設整備を進め、健康と安全が保たれる都市づくりを進める」とした。	昭和51年奥浜名広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定 土地区画整理事業の決定(昭和50年高丘葵、昭和61年佐鳴湖西岸、昭和61年都田等)
		昭和51年浜松市緑の基本構想	緑のマスタープラン作成に先立ち、学校区単位で緑の資源を調査、評価し、その存在、利用の両面から緑の理想像を構想し、その実現のために、法的な措置、都市公園の整備を検討、提案した。樹林地、水辺地、文化財、社寺林の保全や育成等と都市公園の整備、緑化推進が構想としてあげられている。馬込川は、その浄化と緑化計画について、周辺の不適格工場の移転とその跡地の公園利用を提案している。	上記市街地開発事業等に伴い都市計画公園を追加
		昭和54年奥浜名広域、天竜、56年西遠広域緑のマスタープラン及び市町版	昭和52年の建設省通知「緑のマスタープラン策定要綱」に基づき、各都市計画区域単位で策定した。西遠広域の都市公園の目標とする水準は平成12年で20.55㎡/人である。	
		昭和60年第3次浜松市総合計画基本構想	風格ある都市づくり、住みよい生活環境づくり、活力ある地域産業づくりなどを都市づくりの柱としている。	
平成時代	●都市化社会から都市の成熟化社会の時代 平成3年バブル経済終焉 平成5年都田テクノポリス竣工 平成8年中核市移行 平成8年フルーツパーク開園 平成16年しずおか国際園芸博覧会開催 平成17年12市町村合併 平成19年政令指定都市移行	平成5、6年緑のマスタープランの見直し	都市緑地保全法の改正を見据え、各都市計画区域の緑のマスタープランを見直し、緑化重点地区が位置づけられた。西遠広域の都市公園等の目標とする水準は平成22年で30.31㎡/人である。	土地区画整理事業の決定(平成5年船明、平成6年浜北新都市、平成7年和地、平成9年高竜等) 上記市街地開発事業等に伴い都市計画公園を追加 平成19年浜松都市計画区域の指定
		平成7年第4次浜松市総合計画基本構想	都市づくりの視点として、人口構造変化への対応、産業構造変化への対応、環境共生社会の実現などをあげ、「産業と文化の調和ある豊かな人間都市」を将来像としている。	
		平成12年浜松市、引佐町、平成13年浜北市緑の基本計画	平成6年の都市緑地保全法の改正により策定された法定計画である。浜松市緑の基本計画では、「市民が奏でる花と緑のまちづくり」を目標に、都市公園の目標とする水準は平成32年で20㎡/人としている。	
		平成19年第1次浜松市総合計画	都市空間形成は、市街地の無秩序な拡大を抑制する「浜松型コンパクトシティ」を目指している。	
		平成22年浜松市緑の基本計画	「みどり生活を愉しむまち・浜松」を目標に、実現のために、質の目標、量の目標(都市公園の整備目標：平成41年10.19㎡/人)を掲げている。	
		平成22年浜松市都市計画マスタープラン	都市機能が集積した複数の拠点形成と公共交通を基本とした有機的な連携による「拠点ネットワーク型都市構造」の構築を図り、これにより低炭素都市形成や効率的な都市経営が可能となる集約型都市構造の実現を目指している。	
		平成23年第2次浜松市総合計画	都市空間形成は、都市計画マスタープラン同様、「拠点ネットワーク型都市構造」を目指している。	

(資料：都市の施設計画そのあゆみ(S50年)、第1次浜松市総合計画(H19年)、浜松市制百周年記念誌ももとせ(H23年)等)

## (4) 都市計画公園整備の問題点

都市計画公園を整備する上での問題点としては、下記の内容が考えられます。

### ■ 配置や求められる役割・機能が市街地の変化に応じて明確でなくなった公園

都市計画公園は、市街地の形状や人口集積、他の公園緑地との機能や配置のバランスに応じて、全市的な観点で計画してきました。

しかし、整備の面では、今まで、右肩上がりの経済成長や人口増加に対応するため、新市街地整備（土地区画整理事業等）地内や、政策目的が明確な計画地への投資を優先してきました。一方、市中心部に近い既存市街地内の都市計画公園に、長期未開設となっている区域が多く存在します。

また、将来の市街地拡大を予測して、市街化区域の縁辺部に配置された都市計画公園もありますが、それらの多くにも未開設区域が存在します。

それらの未開設区域が存在する公園については、その必要性を検証すべきものもみられます。

### ■ 長期未着手による弊害

#### 建築物の建て替えや土地利用への影響

都市計画公園は、その事業性を確保するために、計画地には、都市計画法第53条により建築制限がかけられ、地権者の思い通りに土地利用を行えない場合があります。長期間にわたって整備をしないまま、このような制限をかけ続けることは、問題です。

#### 市街化の進展による事業費の増大

長期未着手の状態経過した結果、住宅等の建築物が立地し、公園事業を進めるために、多大な移転補償費や移転先候補が必要となり、事業実施がますます困難になっています。

#### 合意形成の長期化

都市計画公園の事業の実現には、関係する地権者との合意形成が必要であり、合理的な説明の責任があります。特に、市街化が進展した計画地においては、関係者も多く、合意を得ることが長期化することが予想されます。

### ■ 進まない整備

#### 公共事業投資の削減

市の公共事業への投資額が減少しており、事業化が困難になっています。

# 第3章

## 見直し計画及び整備プログラム策定の必要性

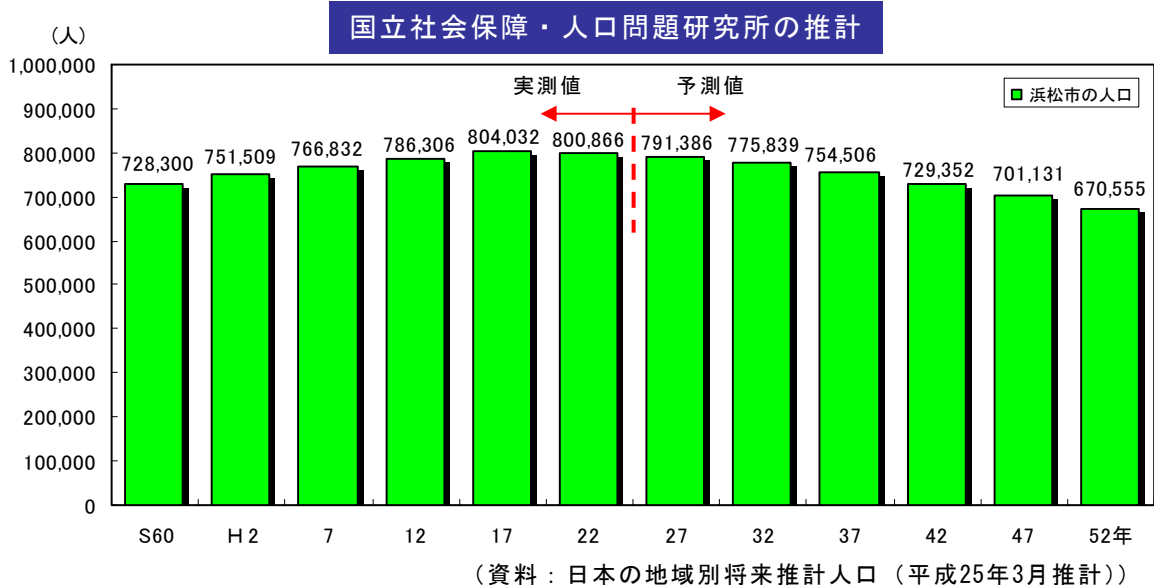
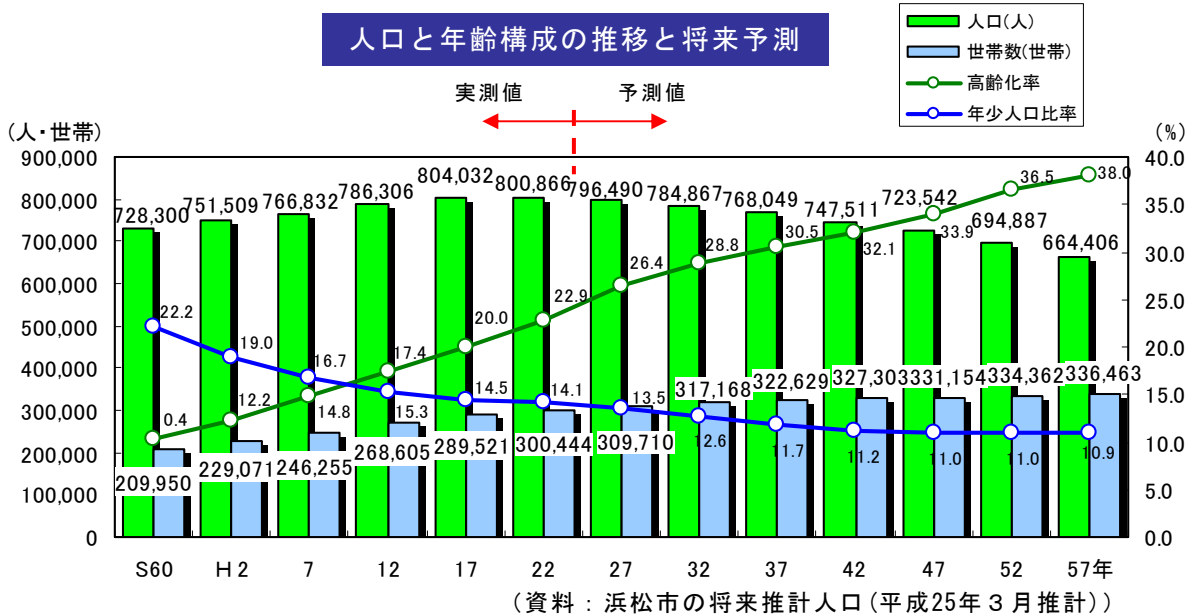
### (1) 社会経済情勢等の変化

#### ① 少子高齢社会・人口減少社会の到来

平成22年の国勢調査の結果では、本市の人口が初めて減少に転じました。また、平成27年度を始期とする新・総合計画策定に向けて推計した本市の人口は、減少の傾向を示しております。

よって、人口の増加に伴い市街地を拡大してきた本市にとって、将来都市構造のあり方が課題となっています。

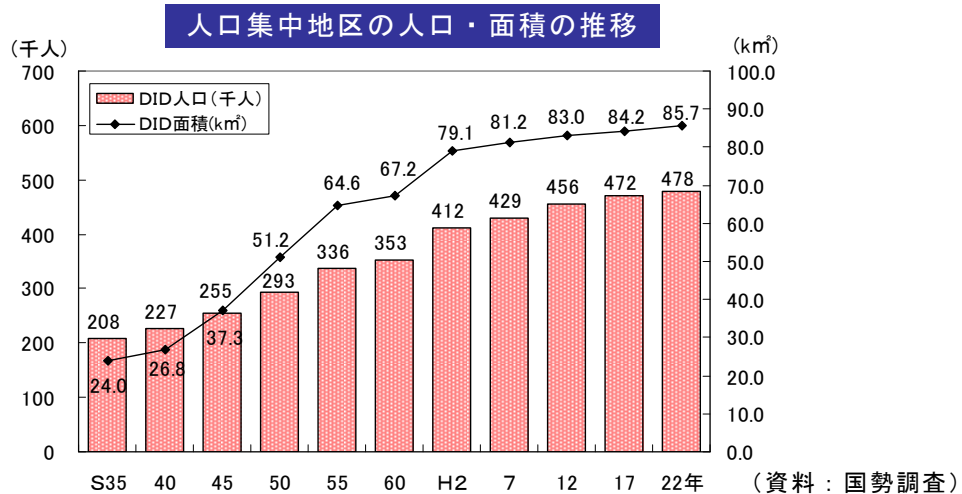
なお、国立社会保障・人口問題研究所においても、本市の人口は平成17年をピークとして減少していく推計が示されています。



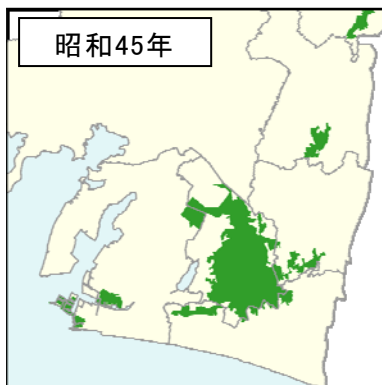
## ② 市街化の動向

本市の人口集中地区の面積は昭和35年から昭和55年ごろまでの伸びが大きく、近年はその広がりが鈍化しています。高度経済成長期から広がり続けた市街地も、これからは、今までほどの広がりは見られないと思われます。

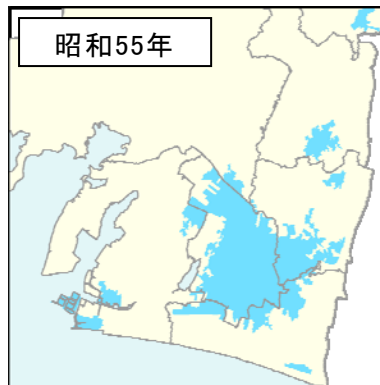
よって、今後は、市街地の拡大を前提に計画してきた都市計画公園を見直す必要があります。



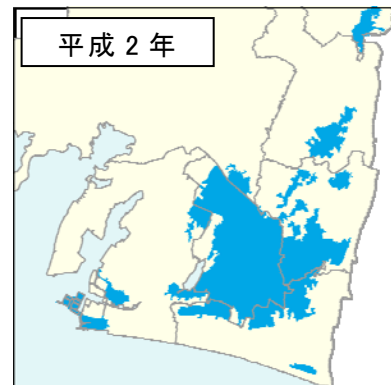
### 人口集中地区の推移



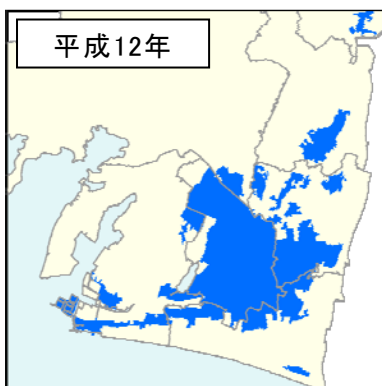
旧浜松市、旧浜北市、旧天竜市、旧舞阪町、旧雄踏町にDIDが形成



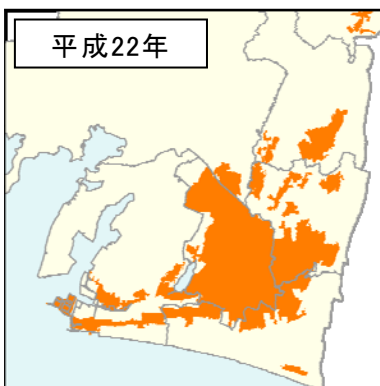
旧浜松市におけるDIDが大きく拡大



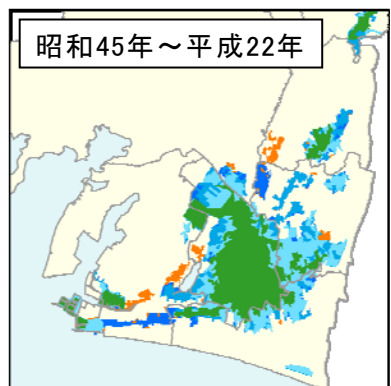
旧浜松市の東部、北部や旧浜北市南部を中心に拡大、遠州鉄道鉄道線沿線が新たにDIDに指定



旧浜松市北部が更に拡大するとともに、南西部の国道257号沿道がDIDに指定され、旧浜松市と旧舞阪町が連続



西区佐鳴湖西岸にDIDが拡大



平成2年までの広がりが顕著で、それ以降の広がりは、規模が小さくなっている

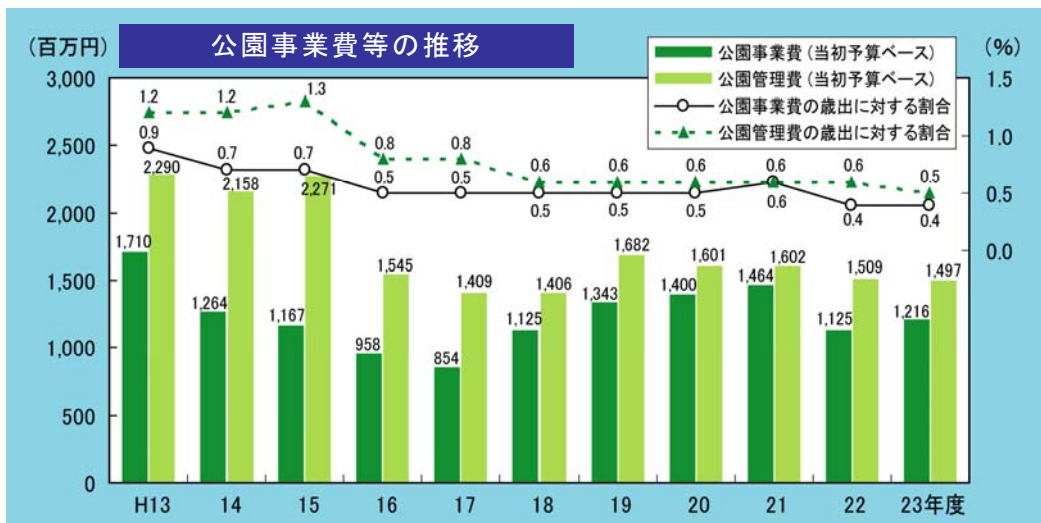
(資料：国勢調査)

### ③ 公共事業投資の変化

国、地方自治体の財政事情はますます厳しくなると予想されており、効果的かつ効率的な行財政運営への転換が急務となっています。社会経済状況がもたらす個人の価値観の多様化、少子高齢化の進展による社会保障関係費の増大などにより、都市基盤への投資的経費も年々減少しています。

本市においても公園事業費・管理費は、年ごとにばらつきはありますが、市の歳出総額に対する割合は減少傾向を示しています。

安全で快適な暮らしを確保するために、今後は限られた財源を本当に必要な施策に使うような戦略的な投資が求められています。



(資料：公園課)

#### ④ 環境の時代

21世紀は「環境の世紀」と言われ、地球規模での取組や国、地方自治体レベルでの対策などにより低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現を目指していく必要があります。緑の担う環境保全機能は、環境保全を求める市民意識の高まりとともに、ますます重要視されており、本市では、これまでに「浜松市緑の基本計画」に基づき、公園緑地の整備、道路をはじめとする公共施設の緑化、緑地協定の締結や樹木の交付などを通じた民有地の緑化などの取組を展開してきました。今後もこれらの取組とともに、「浜松市環境基本計画」に基づいた、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を視野に入れた公園整備が求められます。

#### ⑤ 安全・安心のまちづくりの時代

平成24年8月、国の中央防災会議において、南海トラフの巨大地震、地震動・津波高などの想定が示されました。この想定に基づき、静岡県では第4次地震被害想定が検討され、平成25年6月に公表されました。本市においても、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の津波被害を踏まえ、各種の津波対策を重点的に行っています。

また、本市は市域が都市部から中山間地までの広範にわたり、大地震や津波の他にも、様々な災害への対応が想定されることから、将来、起こり得る大災害などに備えた安全なまちづくりが進められています。

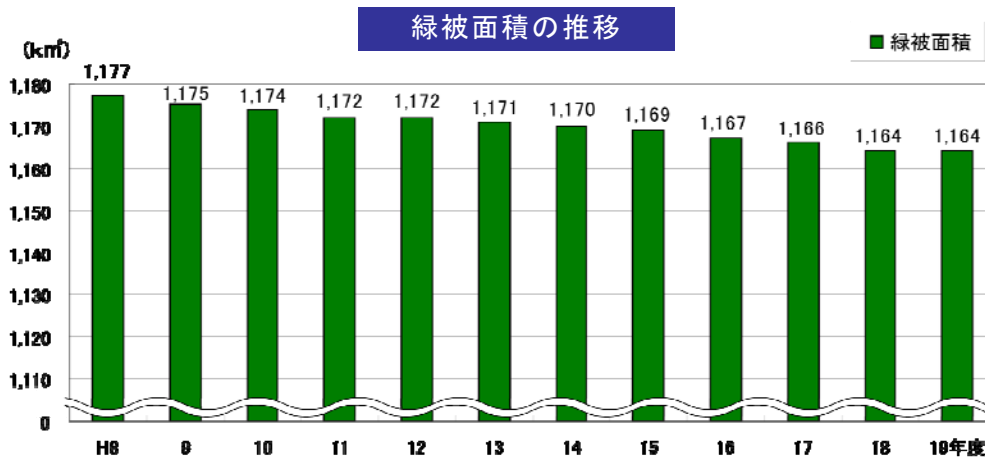
公園は延焼防止、避難地、救急救命・救援活動などの拠点としての機能を有するものであり、都市の防災性、安全性の確保を担う非常に重要な都市施設です。

公園緑地分野として被害の未然防止や軽減、応急対策及び復旧体制の強化を公園整備などのハード面から支援し、災害に強いまちづくりへ取り組む必要があります。

## ⑥ 浜松市全体の緑の状況

統計的に経年変化を把握できる緑の量として、国土利用計画の参考資料の数値である浜松市全域の農地、採草放牧地、森林、原野面積を示します。

浜松市の全域の面積は、1,464.15 k m<sup>2</sup> (国土地理院：平成19年全国都道府県市区町村別面積調)であり、緑地率は約8割を占めており、緑の割合は多いといえますが、その量は年々減少しています。



※ ここでの緑被面積は浜松市全域の農地・採草放牧地・森林・原野面積の合計である。

(資料：国土利用計画浜松市計画 参考資料)

また、浜松市緑の基本計画によると、人口の96%以上が住む都市計画区域内の緑被率は57%、人口の63%が住む市街化区域内では、わずかに17%と、人口が多い場所では、緑が少ない状況が浮かび上がっています。

なお、ここでいう緑被面積は、都市計画基礎調査の土地利用及び緑地現況図から、公園緑地、広場、運動場、墓園、水面、水辺、山林、原野、農地、牧草地、社寺境内地、ゴルフ場、農業試験場等を計測したものです。

これら緑被面積の推移や緑被率の現況から、現況の緑の保全に努める必要があるといえます。

### 人口(平成19年)

	全市人口	都市計画区域			都市計画区域外
		市街化区域	市街化調整区域		
人口(人)	790,302	760,212	496,181	264,031	30,090
比率(%)	100.0	96.19	62.78	33.41	3.81

(資料：浜松市緑の基本計画)

### 緑被率指標(平成21年)

	全市域	都市計画区域		
		市街化区域	市街化調整区域	
緑被地面積(ha)	121,271	26,692	1,651	25,041
緑被率(%)	80.6	57.1	16.9	67.8

土地利用及び緑地現況図から計測(公園緑地・広場・運動場・墓園・水面・水辺・山林・原野・農地・牧草地・社寺境内地・ゴルフ場・農業試験場ほか)

(資料：浜松市緑の基本計画)



## ⑦ 都市計画の見直しの機運の高まり

### ● 都市計画法

都市計画法第21条では、都市計画基礎調査等の結果、変更する必要性が明らかとなったとき、または変更する必要性が生じたときは、遅滞なく、変更しなければならないとされています。

#### 《一定のサイクルによる進捗管理を想定しているこれまでの取組み》

- ・都市計画基礎調査（5年毎に実施。都市計画法第6条）
- ・線引き見直し及び関連する見直し
- ・マスタープランの見直し
- ・マスタープランのうち、施設・市街地開発事業については、優先的に概ね10年以内に整備するものを目標として示すことが望ましいとしている。（都市計画運用指針）

### ● 都市計画運用指針（平成25年8月20日）

都市計画運用指針では、「長期にわたり事業に着手されていない都市施設または市街地開発事業に関する都市計画については、必要に応じて、都市の将来像を踏まえ、都市全体あるいは影響する都市圏全体としての施設の配置や規模などの検証を行うことにより、その必要性の検証を行うことが望ましく、都市計画決定時の必要性を判断した状況が大きく変化した場合などにおいては、変更の理由を明確にした上で適時適切に見直しを行うことが望ましい。」としています。

これにより、都市計画道路に関しては、その見直しについて各都道府県などにおいてガイドラインを作成し、見直し作業を進めています。本市においても、都市計画道路の見直しを平成22年度から行っています。

### ● 社会資本整備審議会 都市計画制度小委員会による検討

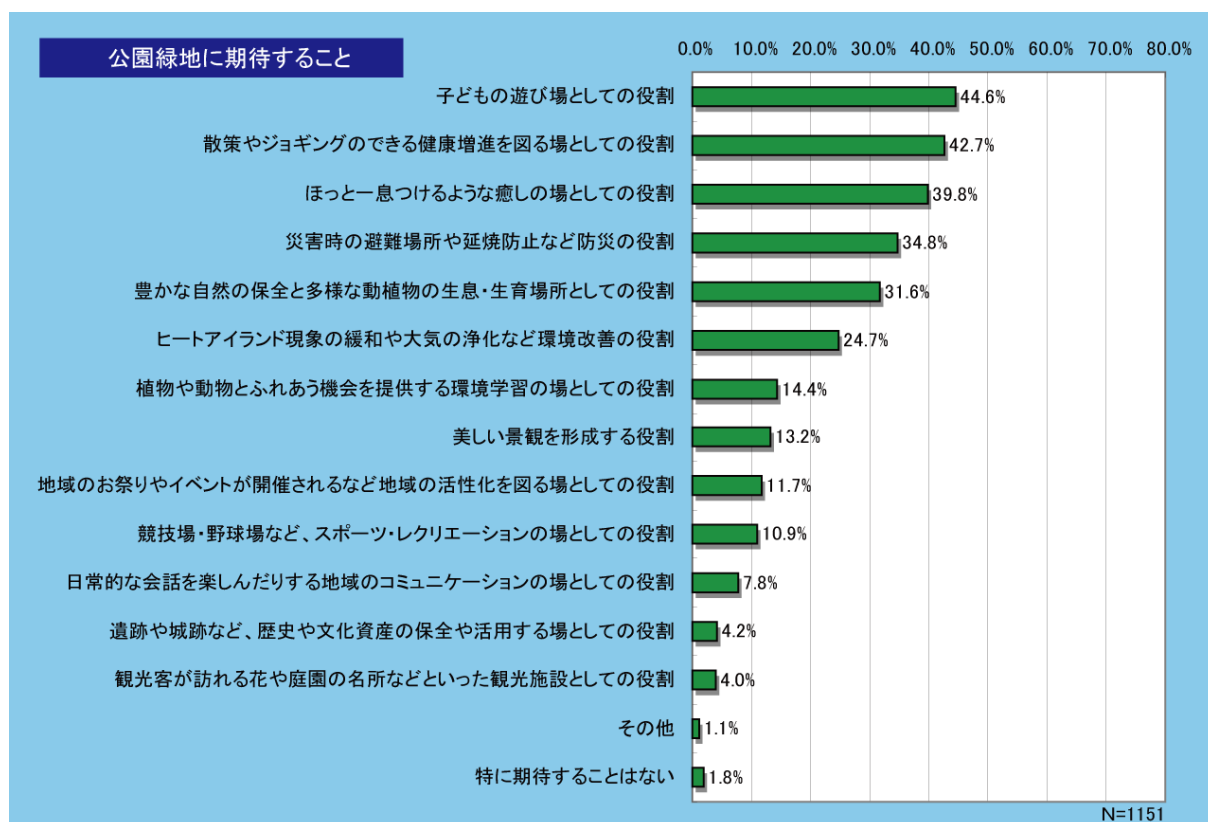
平成22年度、23年度に都市計画制度小委員会では、都市計画の定期的見直しを検討し、とりわけ整備の見通しや判断が必要な都市施設に関しては、見直しを進めるべきとしています。

## (2) 緑に対する市民の意識

平成24年12月に公園緑地に関する市民のニーズなどを把握し、都市計画公園の見直しや今後の公園整備の方向性を検討するためにアンケート調査を実施しました。

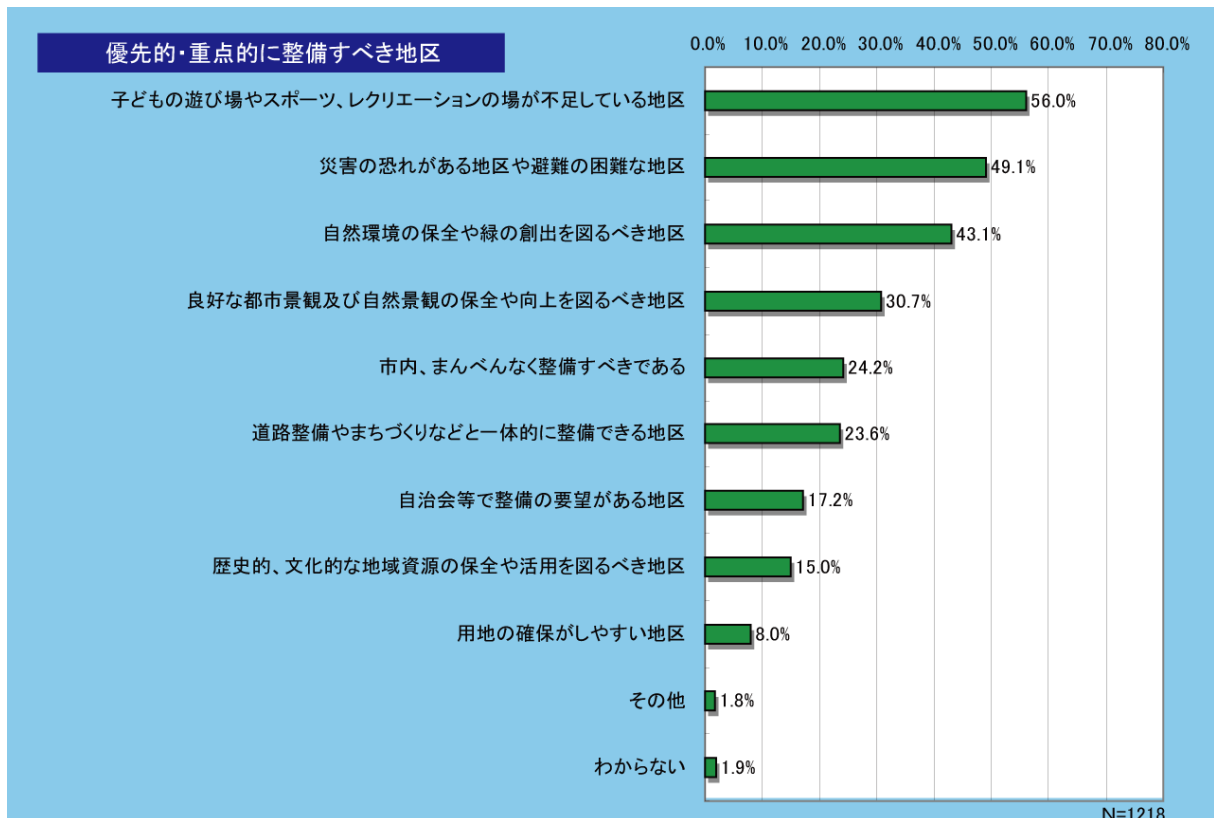
公園緑地に期待することとしては、「子どもの遊び場としての役割」が全体で44.6%であり最も多い結果となりました。次いで、「散策やジョギングのできる健康増進を図る場としての役割」(42.7%)、「ほっと一息つけるような癒しの場としての役割」(39.8%)が多くなっており、身近な緑が求められています。

また、「災害時の避難場所や延焼防止など防災の役割」が34.8%であり、防災上の役割も期待されています。



「優先的・重点的に整備すべき地区」としては、「子どもの遊び場やスポーツ、レクリエーションの場が不足している地区」が全体で56.0%であり最も多い結果となり、これらの機能が不足している地区において、不足する機能を補う公園の確保が課題です。

次いで、「災害の恐れがある地区や避難の困難な地区」（49.1%）、「自然環境の保全や緑の創出を図るべき地区」（43.1%）が多くなっています。



### (3) 将来都市像の変化

本市における将来の都市像は、それぞれの時代背景を基に、基本構想として計画してきました。昭和の時代においては人口増加や経済成長も著しく、そのような時代に描いた将来都市像は、経済効果の向上や、生活基盤を「質・量」とともに豊かにする「成長型社会」を基本理念としていました。

しかし、平成の時代になると、将来における少子・高齢化を背景とした人口構造の変化や産業構造の成熟期を迎えることや、地球規模での資源枯渇、環境問題などに対応するため「持続可能な社会」の実現を目指す風潮が高まりました。

平成17年7月1日の合併により現「浜松市」が誕生し、平成19年4月1日の政令指定都市への移行に伴い、新市の総合計画として第1次浜松市総合計画(平成19年3月)を策定しました。

この第1次浜松市総合計画では、「都市の基本理念」の一つに「都市の成長と環境の保全が両立する持続可能な都市づくり」を掲げました。その下で、都市の将来像の一つに「環境と共生するクラスター型都市・浜松」を掲げ、その実現のための都市空間形成の基本的な考え方には「都市機能の集積を進める」ことを特徴の一つとした「浜松型コンパクトシティ」を掲げました。

また、浜松市都市計画マスタープラン(平成22年5月)では、「都市計画の基本理念」の一つに「自然環境と共生した持続可能な都市の実現」を掲げ、将来都市像を「多彩に輝き、持続的に発展する都市」としました。その実現のためには、将来都市構造を、都市機能が集積した複数の拠点形成と公共交通を基本とした有機的な連携による都市構造である「**拠点ネットワーク型都市構造**」として、次ページの図のようなイメージを示しています。この将来都市構造は第2次浜松市総合計画(平成23年3月)における将来都市像を実現するための都市空間形成の考え方においても同様に示しています。

したがって、公園整備についても、このような都市構造に対応した今後のあり方が課題です。

# 将来都市構造図

**〈土地利用の基本区分〉**

市街地	市街地
郊外地	郊外居住地域
	郊外産業地域
中山間地	環境保全優先地域

**〈拠点〉**

●	都心
○	副都心
○	地域交流拠点
○	地域生活拠点
○	産業交流拠点
○	観光交流拠点

**〈軸・帯・ネットワーク〉**

—	都市軸
→	都市のみどりの帯
→	水辺の帯
○	産業活力創出の帯
○	観光資源活用の帯
○	拠点間ネットワーク
—	道路ネットワーク (高規格幹線道路)
—	道路ネットワーク (環状・放射道路)
—	構想路線
—	鉄道
●	市役所・区役所



(資料：浜松市都市計画マスタープラン)

これまでの、高度経済成長期以降の急激なモータリゼーションの進展とともに、市街地が外延化し、市街地密度が低下してきました。このような都市構造を放置すると、「公共交通の維持が困難」、「環境への負荷が増大」、「都市施設の維持管理コストの増大」などの問題が深刻化する恐れがあり、人口の減少、超高齢化時代では、今まで以上に、市街地全体が希薄化し、都心や周辺の市街地も衰退していく恐れがあります。

そこで、今後は拠点ネットワーク型都市構造を目指し、都市の成長と環境の保全が両立する持続可能な都市づくりが重要となります。

#### (4) 見直し計画及び整備プログラム策定の必要性

近年、少子高齢社会・人口減少社会に対応した都市づくりをはじめとして、今までの市街地拡大を前提とした都市づくりの見直しや限られた財源を戦略的に投資する都市づくりが求められています。また、社会経済情勢が大きく変化する中で、環境や安全・安心といったキーワードは、都市づくりにおいても外せないものとなっています。このように都市づくりの考え方が変化する中で、社会資本整備審議会においても、都市計画の見直しが議論されるなど、その機運も高まっています。

一方、都市の緑に目を向けるとその量は減少傾向にあり、市民の公園緑地への関心や期待は増していると思われまます。

このような社会経済情勢の変化や市民の意識に対応するように、都市計画マスタープランでは「拠点ネットワーク型都市構造」を示し、緑の基本計画では計画の目標を「みどり生活を<sup>たの</sup>しむまち・浜松」としています。

そこで、第2章で示した都市計画公園整備の問題点の解決と、将来都市像を実現するうえでの公園の必要性を検証し、整備予定時期を明示するために、都市計画公園の見直しと整備プログラムの策定が必要となっています。

## 都市計画公園の現状

- ・ 計画決定面積に対する開設面積の割合(整備率)は約31%
- ・ 未整備区域が存在する公園緑地は、53箇所
- ・ このうち、当初決定から40年以上経ったものは35箇所と全体の約66%を占める。
- ・ 全く開設していない公園緑地は、53箇所中、26箇所
- ・ このうち、当初決定から40年以上経ったものは18箇所ある。
- ・ 未開設区域が残る背景
  - 一部整備が進んでおり、機能がある程度確保されているもの
  - 周辺部に代替となる公園や施設が存在するもの
  - 区域内や周辺に社寺林等の代替できる緑が確保されているもの
  - 土地区画整理事業で整備する予定があるもの
  - 未開設区域は海岸・河川・湖面などの部分で、それ以外の区域は整備され、事業目的は達成されているもの
  - 歴史公園等公園部局以外の部署で管理しているもの

### (1) 社会経済情勢等の変化

- 少子高齢社会・人口減少社会の到来
- 市街化の鈍化
- 公共事業投資の変化
- 環境の時代の到来
- 安全・安心のまちづくりの時代の到来
- 都市の緑の減少
- 都市計画の見直しの機運の高まり

### 都市計画公園整備の問題点

- 配置及び機能上、必要性の高い公園の選定
- 建築物の建て替えや土地利用への影響
- 市街化の進展による事業費の増大
- 合意形成の長期化
- 公共事業投資の削減

### (2) 緑に対する市民の意識

- 身近な公園整備を要望
- 「子どもの遊び場」、「健康増進」、「癒しの場」、「災害時に避難」等の機能を持つ公園が望まれている。

### (3) 将来都市像の変化

- 成長型社会 →  
拠点ネットワーク型都市構造（浜松市都市計画マスタープラン(平成22年5月)）
- みどり生活を愉しむまち・浜松（浜松市緑の基本計画（平成22年3月））

取り組むべき主要な課題

都市計画公園の必要性の検証、整備予定時期の明示

**都市計画公園の見直し計画及び整備プログラム策定が必要**

## 第4章

# 見直し計画及び整備プログラムの位置づけ

### (1) 目的

今後も公園整備を進めていくためには、選択と集中の考えのもと、限られた財源を活用しながら事業を進めていかなければなりません。そのために、見直し計画及び整備プログラムは、既存の都市計画公園の中で未開設区域が存在するものについて、社会経済情勢を踏まえて必要性を検証し、都市計画公園のあるべき姿を個別に示すことと、未開設区域で必要性や妥当性が確認されたものについて、事業着手の目処を示すことを目的とします。なお、必要性や妥当性が確認されなかったものについては、市民意向を反映しながら、都市計画決定の廃止・変更(区域の縮小)を行います。

#### 【見直し計画について】

見直し計画は、今後の都市計画公園の基本的な方向性を示した見直し方針に基づき策定します。この見直し計画によって示されるのは、見直し対象となる個々の公園について、存続(既存の都市計画決定の内容を維持)・変更(種別の変更・部分的な区域の削除・追加)・区域の廃止(必要性が全くないもの)という結果です。

今回行う見直しは、現時点の必要性を重視し、また長期的視野を持ちつつも、整備プログラムを見据えた比較的短いスパンで課題の解決が可能となるように行います。見直し結果においては、区域の縮小や廃止となる都市計画公園も考えられ、これにより本市全体の都市計画として面積が減少する可能性があります。しかし、未開設区域が存在する公園の中から必要性の高いものを洗い出し、効率的に整備を進めていくことから、公園緑地に関する市民サービスの向上につながると考えています。

なお、本見直しは、新たな都市計画公園の追加や再配置を検討するものではありません。これらの検討は、今後の緑の基本計画の改訂時において、本市における総合的なみどりのあり方を踏まえて行います。

#### 【整備プログラムについて】

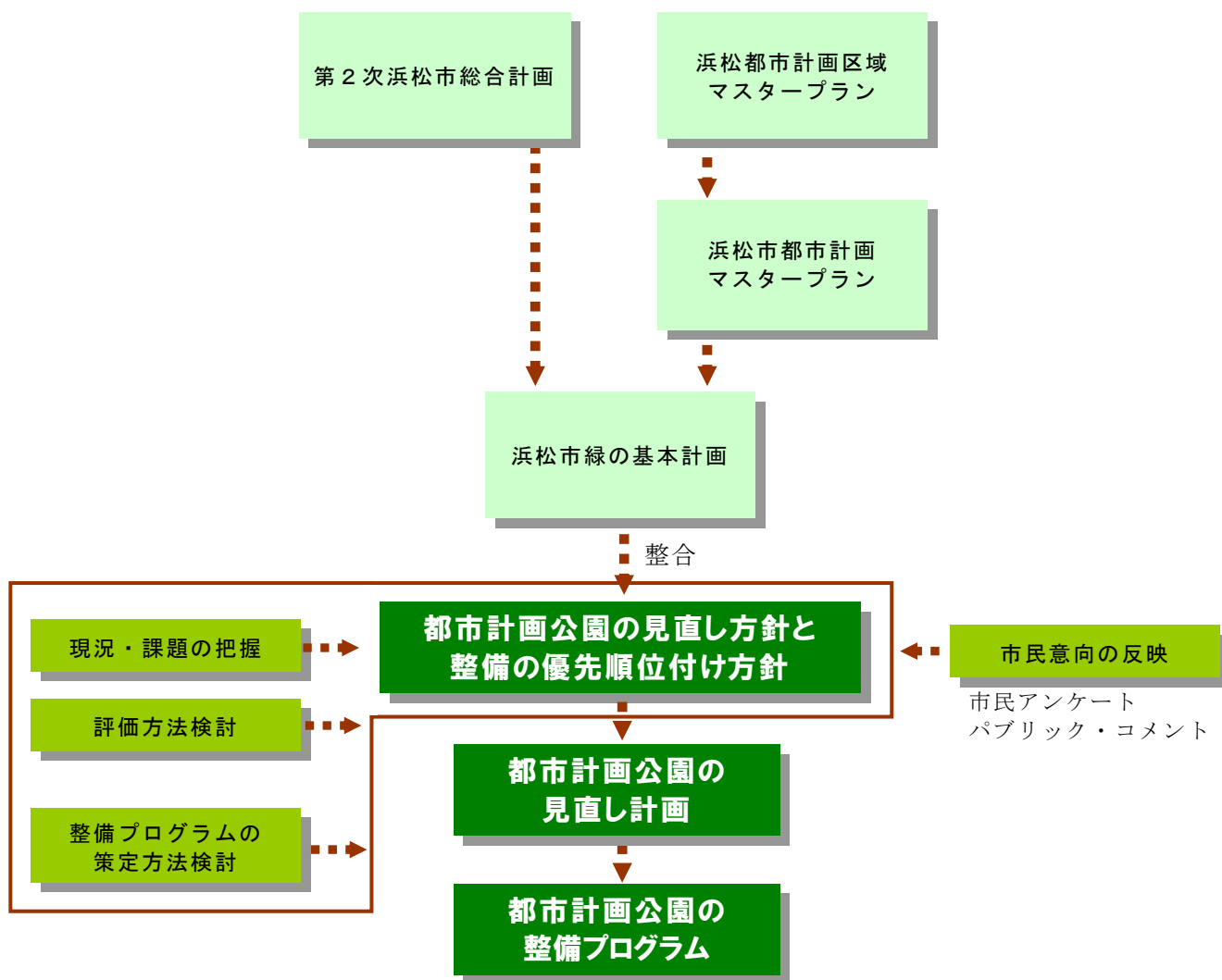
整備プログラムは、見直し計画を受け、効率的、効果的な整備を目指すために、整備の優先度を客観的に評価するとともに、投入可能な事業費を参考にしながら個々の都市計画公園の整備予定時期を定めるものです。

これらの策定を通じて、公園として緑を保全・創出し、「浜松市緑の基本計画」に掲げた“みどり生活を愉しむまち・浜松”を目指します。



## (2) 上位関連計画との関係と策定の流れ

都市計画公園の見直し計画と整備プログラムは、上位関連計画と整合のとれた内容とします。策定の流れは、下図のとおりとし、現況・課題の把握、客観的な評価方法・策定方法を検討しつつ、市民意向を反映した上で策定していきます。



### (3) 計画期間・改訂

#### ① 計画期間について

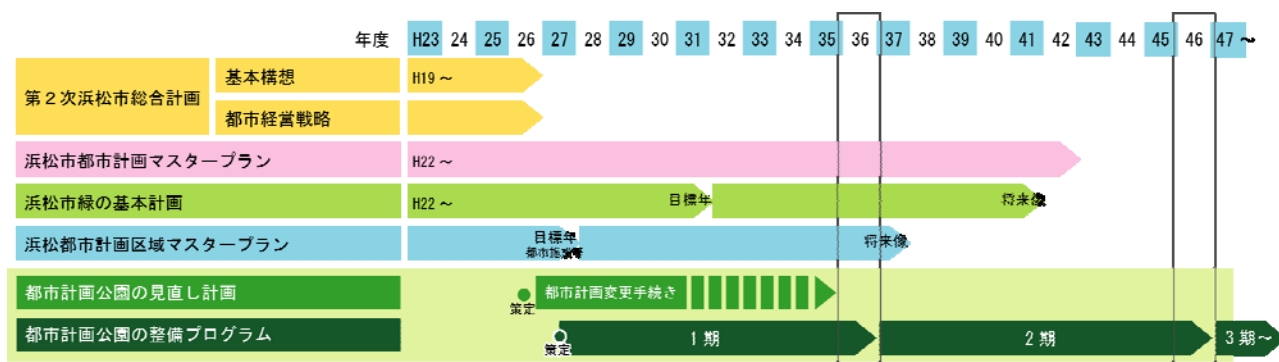
見直し結果は、区域の存続（既存の都市計画決定の内容を維持）・変更（種別の変更・部分的な区域の削除・追加）・廃止（必要性が全くないもの）となります。この結果をもとに、市民の理解を得ながら、個別の都市計画決定変更などの手続きを速やかに進めていきます。

整備プログラムについては、概ね下記の図のような時期を想定します。

客観的な評価のもと、事業効果が高く整備の優先順位が高いと判断された順序に基づいて、都市計画公園の未開設区域の整備予定時期を1期、2期、3期に分けます。

1期及び2期の期間は、社会経済状況により変更する場合がありますが、それぞれ10年程度を想定しています。

見直しの結果、必要と判断された都市計画公園については、その全ての未開設区域の整備予定時期を示す必要があります。



都市計画公園の見直し計画と整備プログラム期間（想定）

#### ② 改訂について

見直し計画は、社会情勢の変化や上位計画及び関連計画が変更されるなどして、都市計画公園の必要性に変化が生じ、見直すことが妥当と判断される場合には、見直し方針を含めて改訂を行うものとします。

整備プログラムに関しては、各期の満了時や必要に応じてその中間年において、進捗状況を確認し、整備の優先順位付け方針を含めて見直します。

## (4) 都市公園整備の目標と見直しの考え方

### ① 量に関する見直しの考え方

浜松市緑の基本計画（平成22年3月策定）において示されたみどりの数値目標の一つである市民一人当たりの都市公園面積の目標値は、下表のとおり、平成41年には10.19㎡とされています。また、長期的には、緑の政策大綱（平成6年建設省決定）において示された20㎡/人の確保を目安とします。

都市計画は、その目的の実現には時間を要するものであり、本来的に長期的な見直しをもって定める必要があるため、今回の都市計画公園の見直しも長期的な目安（20㎡/人）を考慮したものとします。

#### 《緑の政策大綱（平成6年建設省決定）》 抜粋

##### Ⅱ 基本目標と施策の総合的展開

##### 1. 基本目標

(5) 都市計画公園は概ね全ての市街地において歩いて行ける範囲に公園の整備を推進するとともに、公園内の植樹面積の積極的努力に務める。なお、長期的には住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡とすることを目標とする。（平成4年度末6.5㎡）

※「都市公園等面積」とは都市公園面積と特定地区公園面積の合計をいう。

### みどりの数値目標

（資料：浜松市緑の基本計画）

	現況 H25.3.31	緑の基本計画 目標値		参考 将来的な都市公園面積 （全ての都市計画公園 が開設された場合）
		H31年	H41年	
都市公園面積 （都市計画区域内） （ha）	628.57	664.61	755.61	1,736.45
都市計画区域内人口（人）	784,752	770,000	740,000	740,000
一人当たり 都市公園面積 （㎡/人）	8.01	8.62	10.19	23.47

なお、整備プログラムでは、浜松市都市公園条例において定める市民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準である10㎡/人、市街化区域における面積8㎡/人の確保を目指します。

## ② 質に関する見直しの考え方

### ②-1 緑の基本計画における公園整備の考え方

緑の基本計画に示した公園整備の考え方は次のとおりです。

基本的な考え方として、「ハード主体の施策（地域や地区、施設などの保全や整備などを主体とする施策）」及び「都市公園等整備の方針」を示しています。

#### ハード主体の施策（地域や地区、施設などの保全や整備などを主体とする施策）

##### 骨格となるみどりの保全・育成

天竜の森林、天竜川河岸段丘の斜面樹林、遠州灘海岸、天竜川、浜名湖、市街化調整区域農地

##### 都市部のみどりの創出・活用

佐鳴湖周辺の里山環境、市街地近郊の里山環境、市街化区域農地、河川環境、身近な公園、市街地のみどり

##### 浜松固有のみどりと文化の伝承

三方原防風林、旧街道松並木、松の名木やホソバ(イヌマキ)の生垣、巨樹・古木、市街地の背景となるみどり文化・歴史資源と一体となったみどり

##### 産業・経済の活性化につながるみどり

浜名湖観光レクリエーションゾーン、舞阪・雄踏観光レクリエーションゾーン、庄内半島、中心市街地、市内の花とみどりの名所

#### 都市公園等整備の方針

##### 都市計画決定済みであるものの未だ整備されていない公園の整備推進

都市計画決定済みの公園の中には、長期にわたり未整備の公園があります。こうした公園は、時代の変化とともに、整備の必要性や、計画そのものの再検討が求められています。このため見直しも視野に入れた未着手公園整備推進について検討します。

##### 身近な公園の整備の推進

誰もが気軽に利用できる身近な公園の整備を推進します。

子どもの遊び場や子育て、健康づくり、休憩、地域コミュニティの形成、防災対策の場として活用できる公園の整備を推進します。

##### 特色のある公園の整備や再整備の推進

浜松の優れた自然環境や歴史的な資源を活用した公園、観光・地域振興に寄与する公園、地域の特徴を捉え景観資源や地形を活かした公園、生態系に配慮した公園など、特色のある公園の整備や再整備を推進します。

##### 既存公園の利活用の促進

既存の公園を市民に身近な場所として積極的利用を促すために、市民協働による公園の利活用、新たな公園利用や取組を推進し、公園利用の活性化を図ります。

都市計画公園の見直しに関しても、これらの方向性を前提に検討します。



これらを実現するために、見直し計画では、次の5つの見直しの考え方を重視します。

## ②-2 都市計画公園の見直しの考え方

再度、本市における公園整備の理念を踏まえ、都市計画公園の区域や種別等の見直しにあたっての基本的な考え方を示します。

### 将来都市像の実現のため、適正かつ合理的な土地利用の観点で見直します

- ・都市計画公園は、環境保全、防災、景観形成、レクリエーション等の系統的な配置の一環として定めます。見直しにあたっては、これらの公園の配置を考慮することはもとより、今までの市街地拡大の都市づくりの方向から転換した「拠点ネットワーク型都市構造(都市計画マスタープランの将来都市構造)」を実現するために、都市全体の土地利用や都市計画道路等の他の都市計画等との整合を勘案します。特に、高度経済成長期に市街地拡大を予想して郊外部に配置した公園は、将来都市構造に照らし合わせて必要性を検証し、廃止や縮小を検討します。
- ・浜松城公園を代表とする5大基幹公園については、今後も整備や再整備を推進します。

### 緑の基本計画の計画目標の実現のため、「みどり生活を愉しむ場＝公園」の観点で見直します

- ・日常生活の身近な場所に緑空間を確保することを重視します。
- ・身近な公園が不足する地域には、既存ストックを活用して代替施設等を確保するなど、不足する機能の補完を目指します。

### 市民の生命を守る防災の観点を重視し、配置や規模を見直します

- ・静岡県第4次地震被害想定や地域防災計画に基づき、防災、減災、復興に寄与する公園を確保することを重視します。
- ・市民の安全確保のために公園が果たす機能を重視します。

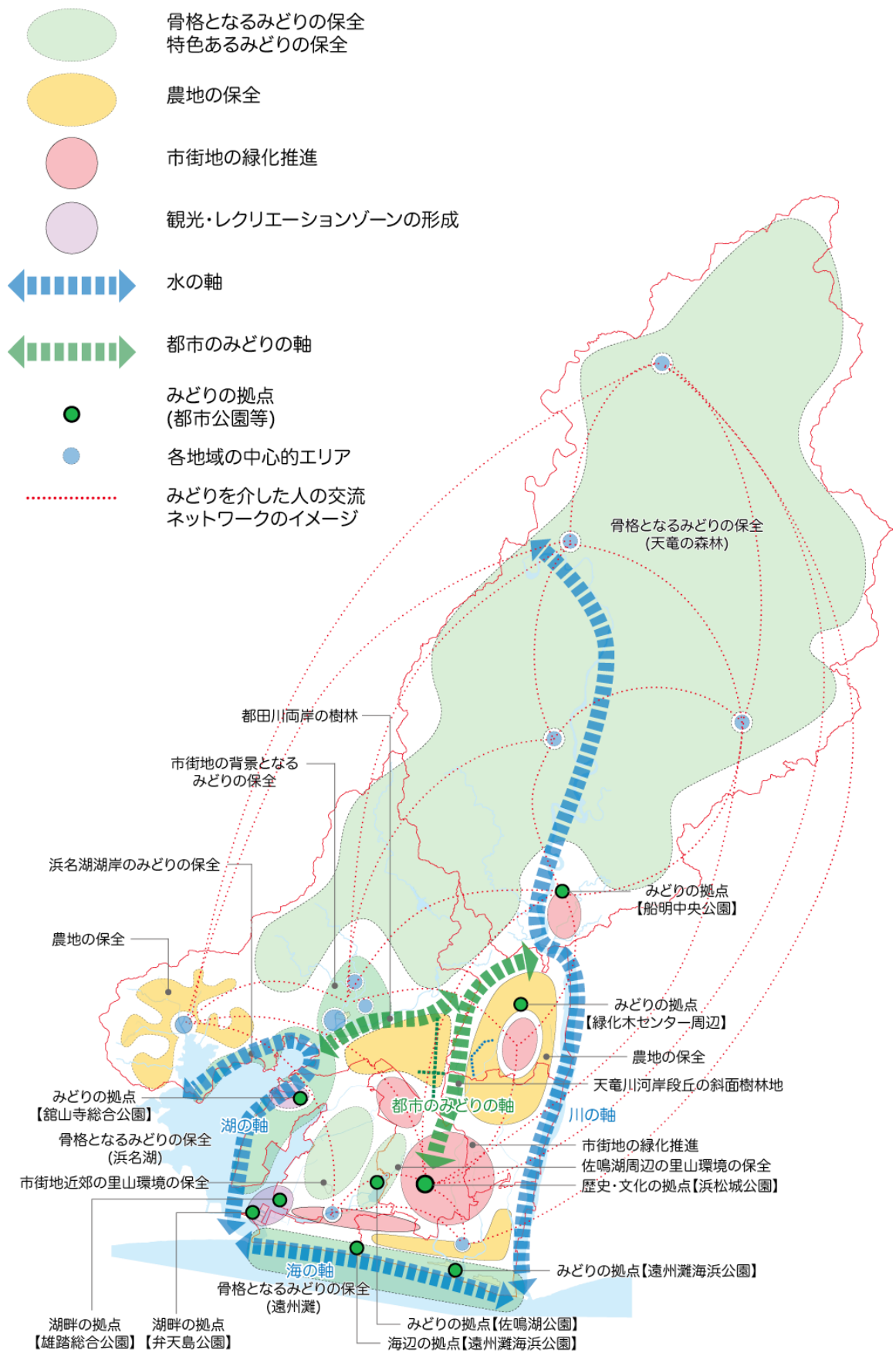
### 都市環境改善と生物の生息環境の観点で、配置や規模を見直します

- ・地球温暖化防止や都市部の気温上昇の抑止となる公園緑地を保全することや確保することを重視します。
- ・貴重な動植物の保全育成に努めるとともに、身近で多様な生物の生息・生育が期待できる公園を確保することを重視します。

### 歴史文化資源の保存と活用の観点で、公園を見直します

- ・史跡等で歴史上または学術上価値の高いものがある区域は、計画をできる限り変更しないものとします。
- ・地域の歴史、風土、文化、個性が表れた「都市の顔」「地域の顔」となるような整備や観光交流の拡大、シティプロモーションに寄与する公園の整備を重視します。

緑の基本計画に示された「みどりの将来イメージ」は下図のとおりです。この将来イメージとの整合を図り、都市計画公園の見直しを進めていきます。



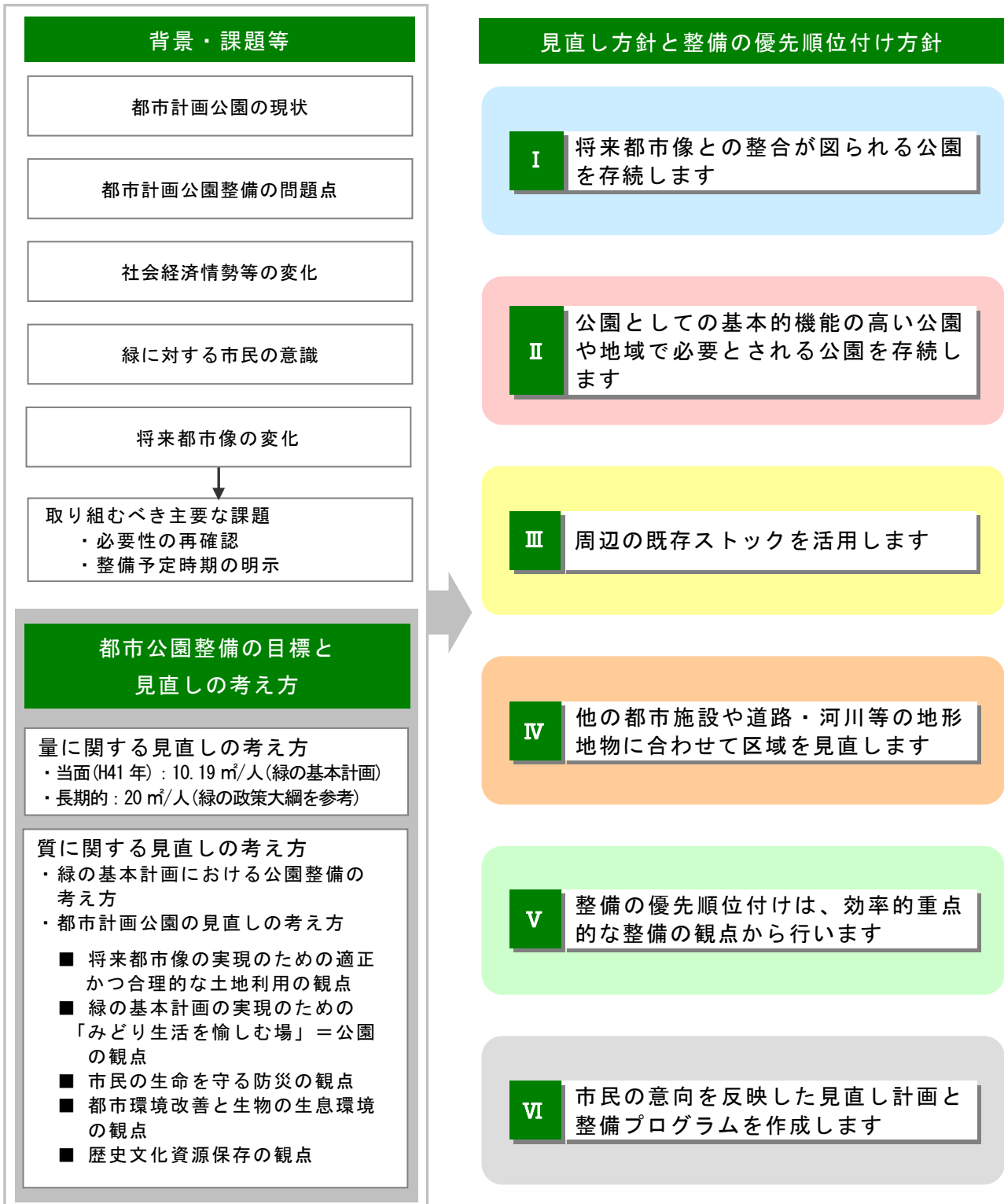
※みどりの拠点は、主なもののみを掲載しています

# 第5章

## 見直し計画及び整備プログラムの作成手順

### (1) 見直し方針と整備の優先順位付け方針

見直しを進めるにあたっては、「背景・課題等」及び「都市公園整備の目標と見直しの考え方」を踏まえ、次の6つの方針に基づいて行います。



## I 将来都市像との整合が図られる公園を存続します

浜松市総合計画や浜松市都市計画マスタープラン等の上位計画で示している将来都市像との整合を図るため、個々の計画で示した将来都市像を実現する都市計画公園であるかを確認します。整合が図られている公園は存続します。また、都市計画事業が実施中であるものは存続します。

全市的な配置状況についても確認し、公園が不足する地域に位置する都市計画公園はなるべく存続することを基本に、その地域における公園整備のあり方も検討します。

## II 公園としての基本的機能の高い公園や地域で必要とされる公園を存続します

社会経済情勢の変化による必要性の変化や本市の公園緑地配置のあり方を考慮して、個々の公園の機能について都市計画公園の基本的な機能を確認します。

市民が望む身近な公園（住区基幹公園）については、その配置状況から、その他の公園については求められる機能について、その必要性が変化していないかを確認します。

環境保全、防災、景観、スポーツ・レクリエーション機能が高い公園は存続します。需要の高い公園や緑の少ない地域の公園は存続します。

## III 周辺の既存ストックを活用します

限られた財政状況の中で、効率的で重点的な整備を図る観点から、機能を代替できる用地などが近隣にある場合はそれらの有効利用を図っていきます。なお、区域を縮小や廃止する場合は、特別緑地保全地区や風致地区などの緑の保全制度の活用を検討します。

## IV 他の都市施設や道路・河川等の地形地物に合わせて区域を見直します

時間の経過とともに周辺の状況も変化しているため、周辺の道路状況、宅地化の状況、管理状況に応じて、区域を見直す必要があるかどうかを確認します。特に、他の都市計画施設との境界と整合を図ります。

## V 整備の優先順位付けは、効率的重点的な整備の観点から行います

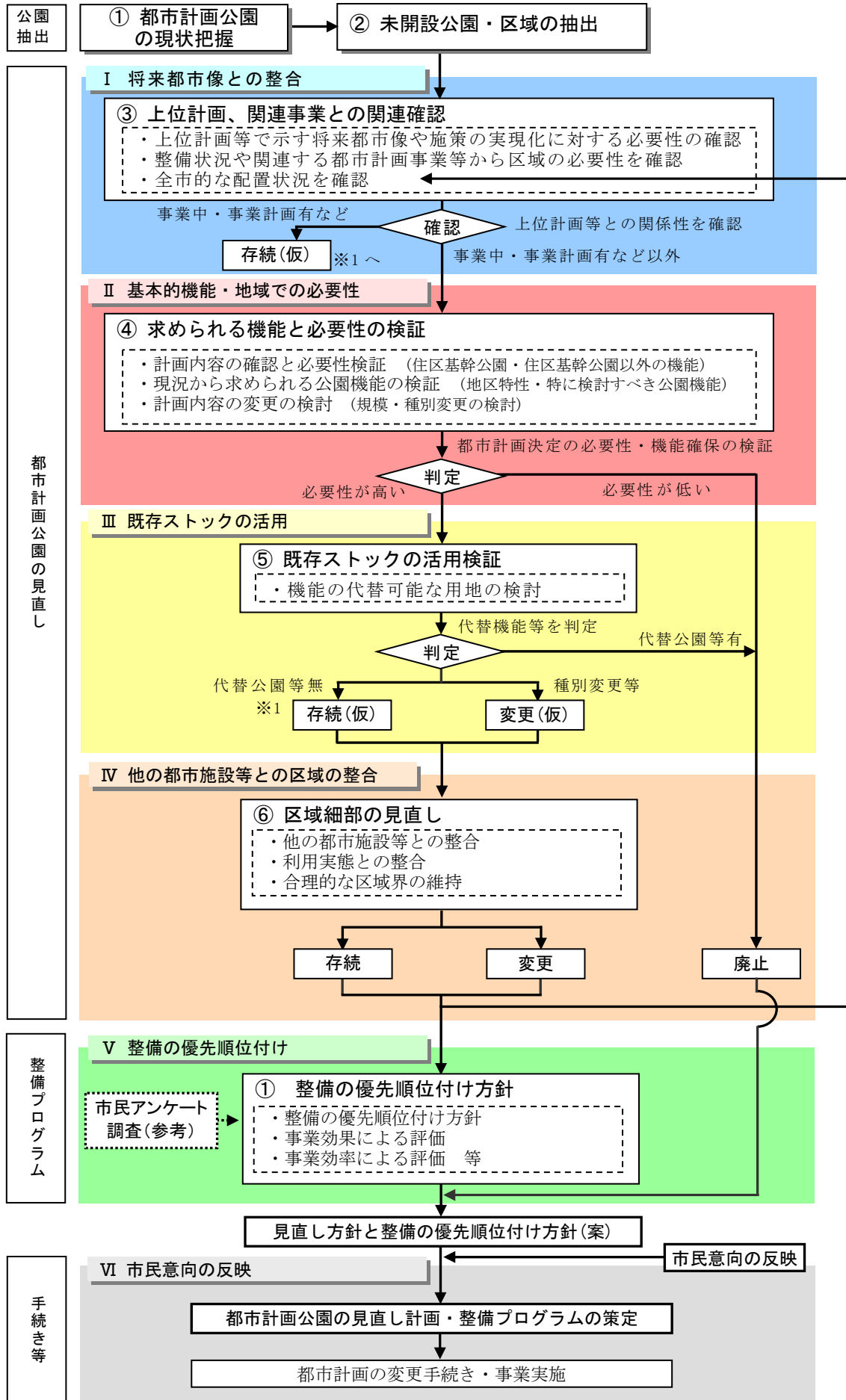
見直し計画に基づいて、効率的な事業推進を図る観点から、優先的に整備する都市計画公園を絞り込み、整備プログラムを定めます。整備プログラムの作成は、客観的な評価によって行います。

## VI 市民の意向を反映した見直し計画と整備プログラムを作成します

見直し方針と整備の優先順位付け方針（案）については、パブリック・コメントを実施し、市民意見を反映させます。区域の存続・変更・廃止の理由などの情報提供を行うことにより、市民への説明を十分に行い、都市計画の変更手続きにおいても、市民の理解を十分に得るようにします。



## (2) 全体フロー



### (3) 見直し手順

見直し手順は全体フローに従って、まず、「① 都市計画公園の現状把握」を行い、見直しを行う「② 未開設公園・区域の抽出」をします。

次に「③ 上位計画、関連事業との関連確認」、「④ 求められる機能と必要性の検証」、「⑤ 既存ストックの活用検証」、「⑥ 区域細部の見直し」の作業を行い、これらの作業を踏まえ総合的に判断し、「存続」、「変更」、「廃止」の結果を示します。

「存続」、「変更」に至った都市計画公園は、(4) 整備プログラムの作成手順により、整備予定時期を定めます。

#### ① 都市計画公園の現状把握

都市計画公園の整備状況や管理状況、未開設区域内の宅地化状況、周辺地域の状況について、現況を把握します。

#### ② 未開設公園・区域の抽出

現状把握をもとに、見直しの検証が必要となる未開設公園を抽出します。また、未開設の区域も把握します。

全ての未開設公園を対象として、個別に都市計画の決定、変更の沿革、計画内容の把握、整備状況、管理状況の把握などを行います。

## I 将来都市像との整合が図られる公園を存続します

### ③ 上位計画、関連事業との関連確認

将来都市像の実現に向けて、必要な都市計画公園の確認を行います。

- ・ 上位計画との整合を確認
- ・ 都市計画事業等からの必要性を確認

#### a) 上位計画との整合

社会情勢が変化したことにより、各種の上位計画に掲げる将来都市像も変化しています。当初の都市計画決定時に求められていた役割や機能は、当時の将来都市像の実現を図るものであることから、現時点における将来都市像の実現を図る上で必要な都市計画公園であるか、上位計画に照らし合わせて確認します。

浜松市総合計画や浜松市都市計画マスタープラン、浜松市緑の基本計画等の上位・関連計画等で示されている将来都市像や施策を整理し、それらを実現するために必要な都市計画公園の確認を行います。これらの計画に位置づけがあるものは必要性があると判断します。

浜松市都市計画マスタープランの将来都市構造図には、市民の生活行動に応じた拠点や都市活力を創出する拠点が示されています。これらの拠点は、都市機能の集積を図り、地域の中心として市民の日常生活の拠り所となることが求められていることから、そこに位置する都市計画公園はその拠点機能を高めるため、必要性があると判断します。

確認する計画

第2次浜松市総合計画  
浜松市都市計画マスタープラン（拠点）  
浜松市緑の基本計画  
浜松都市計画区域マスタープラン

## b) 都市計画事業等との関連確認

事業認可等の状況や市街地整備事業等の進捗等を確認し、事業中あるいは事業実施が確実な都市計画公園は「存続」とします。

確認する関連事業等	都市計画事業認可状況 市街地整備事業 等
-----------	-------------------------

## c) 全市的な配置状況の確認

上位計画、関連事業を確認した後、公園種別毎に全市的な配置を確認します。また、公園種別毎に誘致圏図等を作成し、公園が不足している地域を確認します。公園が不足している地域では、都市計画決定を存続させることを基本にするとともに、その地域における今後の公園整備のあり方を検討します。

なお、全市的な配置状況の確認については、一通りの見直し作業を行った後、再度、問題がないか確認します。

## II 公園としての基本的機能の高い公園や地域で必要とされる公園を存続します

### ④ 求められる機能と必要性の検証

見直し時における都市計画公園について、社会経済情勢の変化などを勘案し、当初求められていた機能が将来にわたり必要であるか、また、新たに必要とされる機能がないかどうかを検証します。

#### a) 計画内容の確認と検証

公園及び未開設区域の計画意図や内容を都市計画決定図書の計画平面図や都市計画決定の経緯(理由)等から確認し、都市計画決定当初求められていた機能を把握します。また、当初求められていたそれらの機能が、社会経済情勢や現地の状況、利用形態等の変化によって変化し、計画変更の必要性が生じているかどうかを以下の手順で確認します。

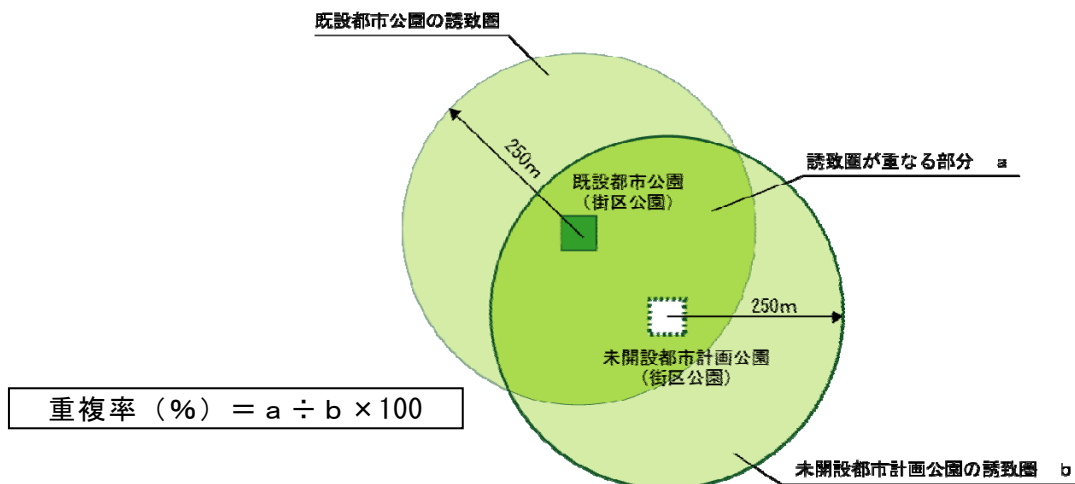
#### a)-1 住区基幹公園の機能検証

##### ●住区基幹公園の誘致圏重複率による必要性の検証

未開設区域が存在する住区基幹公園の誘致圏の重複率を算定して近くにどの程度同様の公園があるか把握し、必要性を検証します。

公園種別		内 容
住 区 基 幹 公 園	街区公園	未開設の街区公園から概ね250m圏内に整備された街区公園(都市公園)が存在しない場合は必要性が高いと判断します。
	近隣公園	未開設の近隣公園から概ね500m圏内に整備された近隣公園(都市公園)が存在しない場合は必要性が高いと判断します。
	地区公園	未開設の地区公園から概ね1km圏内に整備された地区公園(都市公園)が存在しない場合は必要性が高いと判断します。

#### 誘致圏の重複率の算定例



●住区基幹公園の需要面からの必要性の検証

評価項目	内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域</li> <li>・D I D (人口集中地区)</li> </ul>	<p>人口の集中しているところは、需要の観点から必要性が高いと判断します。</p> <p>具体的には、市街化区域またはD I Dに位置するものは必要性が高いと判断し、市街化調整区域に位置するもの、またはD I Dに位置しないものは必要性が低いと判断します。</p> <p>※ D I D(人口集中地区)とは国勢調査において、人口密度40人/ha以上の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる地域です。</p>

a)-2 住区基幹公園以外の公園の機能検証

●住区基幹公園以外の公園の計画内容による必要性の検証

“a)計画内容の確認”を踏まえ、都市計画決定当初求められていた機能の必要性を、社会経済情勢や現地の状況、利用形態等の変化を踏まえて検証します。なお、この検証は、都市計画道路の見直し計画も踏まえて行います。また、特に総合公園については、昭和43年に新都市計画法が制定される以前に都市計画決定されたものは、昭和8年の公園計画標準における普通公園に該当するものであることから、当初決定時においても、求められていた機能が今日でいう住区基幹公園の機能である場合も考えられます。そのため、現在の総合公園の配置等を確認しながらその必要性を検討します。

評価項目	内 容
都市計画決定当初求められていた機能の必要性	計画変更の必要が生じている場合や、都市計画決定自体に明確な目的や特色が確認できない場合は、当該種別の都市計画公園の必要性が低いと判断します。
総合公園の必要性	総合公園は、都市全域をその誘致圏として設置するものであることから、概ね1時間以内で到達できることが望ましいとされています。また、大都市にあっては、市民が利用しやすい方面別やブロック別に配置することが望ましいとされています。よって、概ね1時間以内で到達できる範囲における総合公園の有無や全市的な配置から必要性を検討します。

## ●身近な公園としての必要性の検証

住区基幹公園以外の公園については、身近な公園としての必要性を検証します。住区基幹公園が不足する地域においては、住区基幹公園以外の公園も、街区公園のような身近な公園機能が求められます。したがって、計画内容の確認とともに、公園種別によらず全ての公園の配置状況と身近な公園として必要な機能の整備状況を確認し、住区基幹公園以外の公園について、街区公園に種別変更した場合の必要性を検証します。

評価項目	内 容
身近な公園としての必要性	住区基幹公園以外の未開設の公園から概ね250m圏内に整備され、かつ、街区公園のような身近な公園機能を有した都市公園または都市計画公園が存在しない場合は街区公園としての必要性が高いと判断します。

## b) 現況から求められる公園機能の検証

身近な公園の充実を図る観点と公園の基本的な機能を確認する観点から、以下の手順で都市計画公園の周辺と区域内の現況を把握し、公園機能の必要性を確認します。

### b)-1 地区特性による必要性の検証

都市計画公園が位置する地区の特性により、その必要性を判断します。判断項目及び基準を下記に示します。

#### 地区特性による評価基準

評価項目	内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域</li> <li>・D I D (人口集中地区)</li> </ul>	人口の集中しているところは、需要の観点から必要性が高いと判断します。
評価基準	市街化区域またはD I Dに位置するものは必要性が高いと判断し、市街化調整区域に位置するもの、またはD I Dに位置しないものは必要性が低いと判断します。 ※ D I D(人口集中地区)とは国勢調査において、人口密度40人/ha以上の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる地域です。
誘致圏の緑地率	緑地率が低いところは、緑の保全、創出の観点から必要性が高いと判断します。
評価基準	概ね30%(市街地面積に対する緑地の確保目標水準：平成7年7月都市計画中央審議会答申)を目安として、必要性を判断します。 ※ 緑地率の算定方法 緑地率(%) = 誘致圏内の緑地面積(公園自体は除く)(ha) ÷ 誘致圏面積(ha) × 100 誘致圏内の緑地は都市計画基礎調査土地利用現況の田、畑、山林、その他自然地を集計します。住区基幹公園以外の誘致圏は、公園の規模に合わせて設定します。天竜川、浜名湖、遠州灘の面積は除きます。

<p>・ 地域制緑地の指定状況等</p>	<p>無秩序な市街化の抑制を図り、良好な自然環境や居住環境を形成すべき地区に存在あるいは隣接する都市計画公園は、必要性が高いと判断します。</p>
<p>評価基準</p>	<p>地域制緑地（特別緑地保全地区、緑地保全地域、風致地区、地区計画等）の指定区域及び今後指定する予定の区域に存在あるいは隣接している都市計画公園は、必要性が高いと判断します。</p>

#### b)-2 特に検討すべき公園機能の検証

「環境保全」、「防災」、「景観」、「スポーツ・レクリエーション」の代表的機能について、現況を確認し、当初求められていた機能が今後も必要とされるか、また、新たな機能が求められるようになっていないかを検討します。

これらについては、個々の都市計画公園を次の基準により確認していくとともに、関連計画を踏まえた全市的な4つの機能系統図を作成し、各機能の必要性について検討していきます。

#### 必要性の判断基準

評価項目	内 容
<p>環境保全機能</p>	<p>既存の樹林地や河川湖沼のうち、重要な植物の生育地や野生動物の生息等が確認できる場合は、環境保全の機能を持った緑として位置づけ、今後も必要性が高いと判断します。</p> <p>具体的には、「平成21・22年度浜松市生物多様性情報整備事業」（2009・2010）における現地調査で、貴重種の生息・生育が確認された樹林地等がある場合は、必要が高いと判断します。加えて、貴重種の生息・生育適地として推測されるエリア内にある都市計画公園も、必要性が高いと判断します。</p> <p>また、まとまりある社寺林や良好な自然環境を有する河川については、保全すべき環境であるため、今後も必要性が高いと判断します。</p>
<p>防災機能</p>	<p>延焼防止、避難地の確保に重要な役割を果たすと考えられる場合は、防災の観点から今後も必要性があると判断します。</p> <p>具体的には、浜松市地域防災計画において延焼火災危険予想地域に指定された区域にある場合は必要性が高いと判断します。</p> <p>避難地に関しては、浜松市地域防災計画に既に指定されている場合、今後指定される予定がある場合は、必要性が高いと判断します。</p> <p>また、災害時の救援活動拠点の場としての機能や、復旧・復興支援機能（資材置場やがれき置場）が求められる場合は、必要性が高いと判断します。</p>



<p style="text-align: center;"><b>景観機能</b></p>	<p>史跡名勝や天然記念物と一体となった樹林地、鎮守の森またはそれに隣接する区域、河川、斜面地の樹林地、眺望点となる区域、ランドマークやシンボルとなるような区域及び住宅地等における緑の良好な景観を構成する区域などに位置する場合は、景観上、今後も必要性が高いと判断します。</p> <p>具体的には、浜松市景観形成基本計画に例示されている場合や、現状で良好な景観を有している場合は、今後も必要性が高いと判断します。</p> <p>なお、観賞(景観)などの明確な目的がない水面等については、区域から除外します。</p>
<p style="text-align: center;"><b>スポーツ・レクリエーション機能</b></p>	<p>既に、スポーツ・レクリエーションに利用されている場合は、今後も必要性があると判断します。利用されていない場合は、計画や周辺状況を確認し、将来において、必要性があるか確認します。</p>

### c) 計画内容の変更の検討

当初求められていた機能が、a) 及び b) の検証を経て、変更の必要が生じている場合は、公園種別や規模等の変更を検討します。

#### ●住区基幹公園の面積最適化の検討

評価項目	内 容
<p style="text-align: center;"><b>標準規模との比較</b></p>	<p>未開設の住区基幹公園の計画面積を種別毎の標準規模と比較し、過大である場合には縮小を検討します。</p> <p>縮小後の区域は、周辺の土地利用や施設の立地状況、道路の配置状況等を考慮して検討します。</p>

#### ●郊外部の住区基幹公園における種別変更の検討

評価項目	内 容
<p style="text-align: center;"><b>・市街地境界 ・開設規模</b></p>	<p>郊外にある都市計画公園は、現時点で計画されている機能や規模が過大である可能性や郊外部の市街化を助長する可能性があります。したがって、都市機能の集積を図る観点や効率的に住区基幹公園を確保する観点から、これらの公園の最小規模への縮小及び種別変更を検討します。</p> <p>具体的には、市街化区域と市街化調整区域の境界やD I D地区の境界付近に位置する住区基幹公園について、地区公園から近隣公園あるいは街区公園への種別変更、近隣公園から街区公園の種別変更を検討します。</p> <p>区域の一部が開設済みである場合は、その規模を標準とする種別への変更を検討します。この場合、縮小することによって、求められる機能が損なわれないか確認します。</p> <p>なお、縮小後の区域は、周辺の土地利用や施設の立地状況、道路の配置状況等を考慮して検討します。</p>

●特殊公園・緑地への種別変更の検討

評価項目	内 容
区域内の現況	史跡等の文化的遺産や良好な自然的景観等を有する場合は、特殊公園や風致公園への種別変更を検討します。

●住区基幹公園以外の公園の計画内容による種別変更の検討

評価項目	内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設規模</li> <li>・ 街区公園としての必要性</li> </ul>	<p>住区基幹公園以外の公園の必要性が低いと判断された場合は、区域の一部が開設済の場合は、基本的にその規模を標準とする種別への変更を検討します。この場合、地域の状況(不足している公園種別等)を考慮して不足する機能を補完することを検討するとともに、縮小する場合には、それによって、求められる機能が損なわれないか確認します。</p> <p>また、a-2) で街区公園としての必要性が高いと判断されたものは、身近な公園を効率よく確保する観点から街区公園への変更を検討します。</p>

### Ⅲ 既存のストックを活用します

#### ⑤ 既存ストックの活用検証

効率的重点的な整備のために既存ストックの活用を図るため、近隣の整備された公園や用地の有無を確認します。これらの公園等が機能を代替できるか検証します。

#### ● 隣接地や近傍において、既存の公園や整備が可能な用地の有無を確認

都市計画公園の未開設区域の近隣において、既存の公園や整備の可能な用地（空地や未利用地）等が存在する場合、これらが未開設区域に求められる機能を代替できるかを検討します。機能の代替が可能であれば、区域の変更等を行います。

これまでの検証経緯から、判断基準を下記に整理します。

判 定	基 準
存続（仮）	「Ⅰ 将来都市像との整合」で上位計画における位置づけが確認でき、「Ⅱ 基本的機能・地域での必要性」においても必要性が認められ、種別や区域変更の必要がないもの。
	「Ⅰ 将来都市像との整合」で上位計画における位置づけはなかったものの、「Ⅱ 基本的機能・地域での必要性」において必要性が認められ、種別や区域変更の必要がないもの。
変更（仮）	「Ⅰ 将来都市像との整合」で上位計画における位置づけが確認でき、「Ⅱ 基本的機能・地域での必要性」においても必要性が認められたが、種別や区域変更（追加・除外）が必要なもの。
	「Ⅰ 将来都市像との整合」で上位計画における位置づけはなかったものの、「Ⅱ 基本的機能・地域での必要性」において必要性が認められ、種別や区域変更（追加・除外）が必要なもの。
廃止（仮）	「Ⅰ 将来都市像との整合」の結果に関わらず、「Ⅱ 基本的機能・地域での必要性」において、その必要性が認められなかったもの。
	「Ⅰ 将来都市像との整合」の結果に関わらず、「Ⅱ 基本的機能・地域での必要性」において、その必要性が認められたが、代替公園等の存在があったもの。

※「廃止」とは、区域が全て未開設な場合に、都市計画決定を外すことをいいます。一部開設済みの公園の未開設部分を除外する場合は、「変更」とします。

## IV 他の都市施設や道路・河川等の地形地物に合わせて区域を見直します

### ⑥ 区域細部の見直し

将来都市像との整合や基本的機能・地域での必要性の検証、既存ストックの活用を検討した結果、仮に存続と判定した区域について、その細部の必要性を検証します。

これまでの検証で必要性があると判断された都市計画公園について、未開設区域内に着目して、区域細部の必要性を検証します。特に都市計画道路を含む道路や河川等の地形地物との整合を図ります。主な検討内容は、下記のとおりとします。

#### 区域細部の見直し

評価項目	内 容
他の都市施設等との整合	都市計画道路をはじめとする都市施設との区域界及び地形地物との整合を図るように変更します。なお、都市計画道路の見直しにおいて、廃止候補として位置づけられた都市計画道路に接するものは、その都市計画道路が廃止された場合を想定して区域の見直しを検討します。
利用実態との整合	都市公園以外で供用している区域が存在または隣接している場合は、区域の見直しを検討します。
合理的な区域界の維持	道路、河川等の地形地物等による合理的な区域界になっていない場合は、見直しを検討します。計画区域の縁辺部にあり、道路や地形等によって区切られた街区等で宅地化が進行している区域は、除外しても公園に求められる主要な機能が確保される場合、必要最小限の範囲で除外します。

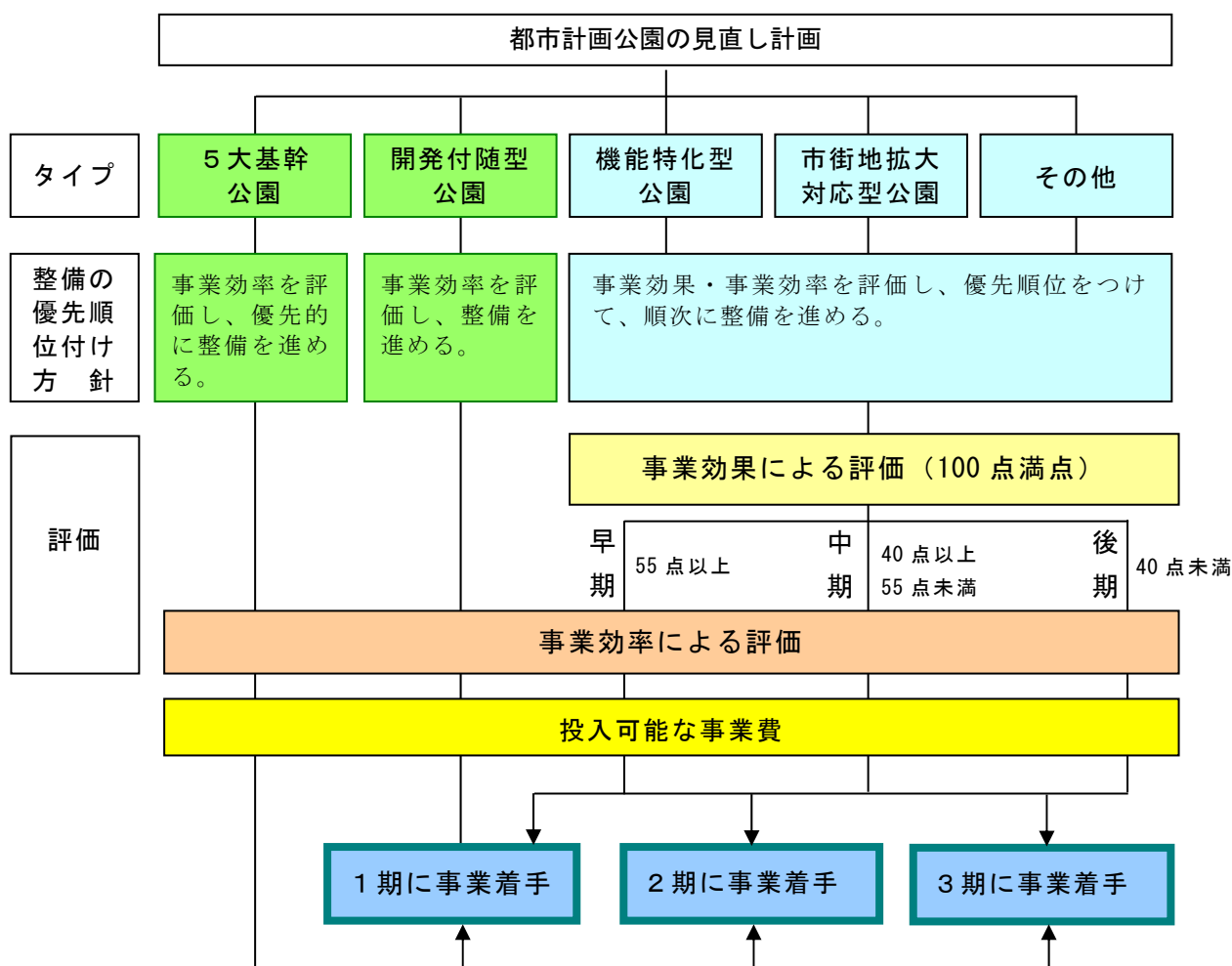
## (4) 整備プログラム作成手順

下記の流れにより、整備の優先順位を検討し、整備プログラムを作成します。

見直し計画によって、未開設区域を存続させる必要があると判断した都市計画公園を、個々の状況により5つのタイプに分類し、そのタイプごとに優先順位付け方針を定めます。この方針によって、整備予定時期を選定していきます。

「5大基幹公園」は、優先的に整備を行います。「開発付随型公園」は、市街地整備事業に合わせて整備を行います。「機能特化型公園」、「市街地拡大対応型公園」、「その他」に分類されたものについては、定量的な評価に基づく事業効果を算定し、一旦、早期(55点以上)・中期(55点未満40点以上)・後期(40点未満)の優先順位付けを行います。この後、事業効率の面からも評価を行い、整備予定時期を選定していきます。

整備予定時期は、本市の1年間に投入可能な公園整備費を想定し、三期に分けて明示します。



## Ⅴ 整備の優先順位付けを行います

### ① 整備の優先順位付け方針

本市における公園整備の経緯及び計画決定理由等から下記のタイプに分類し、そのタイプごとに優先順位付けの評価を実施するかについて明らかにします。

タイプ	内容	優先順位付け方針
5大基幹公園	本市を代表する5つの基幹公園 浜松城公園 佐鳴湖公園 遠州灘海浜公園 四ツ池公園 舘山寺総合公園	本市を代表する公園であり、みどりの拠点として位置づけられています。開設区域については、長い間市民に親しまれており、認知度や利用度も高い公園です。上位計画の将来都市像を実現する上でも重要な基幹公園であるため、未開設部分については、目的や機能を踏まえた上で、事業効率を評価して整備予定時期を定め、着実に事業を進めていきます。 ※舘山寺総合公園については、全区域が開設済みであるため、優先順位付けの対象外とする。
開発付随型公園	土地区画整理事業等、市街地整備事業に合わせて計画した公園	土地区画整理事業等で新しく整備する市街地において、身近な公園として不可欠であるため、市街地整備事業の進捗に合わせ、事業効率を評価して整備を進めます。
機能特化型公園	過去において、政策的な意図や整備目的が明確であり、機能が特化した比較的大きな公園	未開設部分については、目的や機能を踏まえた上で、事業効果や事業効率を評価し、整備予定時期を定めます。
市街地拡大対応型公園	将来の人口増と市街地拡大を見越して市街地縁辺部に計画した公園	同上
その他	古くからの市街地で、社寺境内地や工場移転後の跡地に計画した身近な公園	同上

なお、整備の優先順位付けを行うにあたって、実質的に公園施設整備の必要がない区域（「整備を要しない区域」という。）を明らかにし、この区域については、整備予定時期を明示しません。

整備を要しない区域は、以下のものを指します。

● **整備を要しない区域**

- ・ 樹林地や緑地等のように現状で既に公園緑地の機能を実体として持っており、今後買収を進めるが整備の必要性が低い区域。
- ・ 未開設区域の中でも二級河川、湖沼、海岸、保安林、自然公園等のように、現状で既に他の法制度で自然地が保全されており、今後買収を進める必要性が低く、整備の必要性も低い区域。
- ・ 未開設区域の中でも、歴史公園や墓園のように既に他事業で整備が進み、公園部局以外で供用管理している区域。
- ・ 社寺境内地のまとまった樹林地。

a) 事業効果による評価

事業効果による点数付けにより、優先順位を検討します。

今後の重点的優先的に整備を図るべき公園の機能や地区を考慮し、次のような評価項目と市民アンケート調査結果を反映した配点により、各都市計画公園の優先順位を検討します。

視点	評価項目	評価の内容	点数	
将来都市像の実現	都市計画マスタープランとの整合	・緑の配置方針図に位置づけのある公園緑地である。	10	10
身近な生活の場所の近くでの緑空間の確保	公園の充足度	・周辺における公園が少ない地域である。 (誘致圏図より判定)	20	40
	周辺の人口	・人口密度が高い地区であり、公園の利用が見込まれる。 (D I D地区より判定)	20	
防災＝市民の生命を守る観点を重視	災害に対する危険度	・火災の延焼の危険度が高い区域（延焼火災危険予想地域）である。 (オープンスペースにより、延焼防止機能が期待できる公園)	4	20
		・洪水時に浸水が懸念される区域である。 (公園を整備することにより、流出量の調整や洪水の予防が期待できる公園)	3	
		・津波による浸水が懸念される区域である。 (公園を整備することにより、避難施設の整備により緊急時の安全性向上及び震災後の復旧、復興の拠点となる機能が期待できる公園)	3	
	避難地や防災拠点	・避難地や防災公園の位置づけがある。	5	
		・避難路や緊急輸送路に接している。	5	
都市環境の改善、生物の生息環境の保全	重要な自然的要素の存在	・良好な自然環境が存在している。 (各種法指定等の保全制度、貴重種等)	10	20
	都市環境保全上の機能	・緑地率が低い地域である。	10	
歴史的風土継承や観光交流の拡大	歴史資源	・文化財などの歴史的資源や景観を活かすことのできる公園である。	5	10
	観光資源	・観光資源や景観を活かすことのできる公園である。	5	
合 計			100	



b) 事業効率による評価

b)-1 関連事業等による整備予定時期の検討

効率的に整備を行うために、関連する事業等との整備予定時期の整合を図ります。

視点	評価項目	評価の内容
関連事業等	市街地整備事業	現在事業中、あるいは予定の市街地整備事業地内に存在または隣接していることから、市街地整備事業と同時期に整備を進めることが効率的といえる。
	都市計画道路等の道路整備	現在事業中、あるいは整備予定の道路が未開設区域内に存在または隣接しており、用地買収など、一体的な事業化により効率的な整備が可能である。
	その他	上記以外の都市施設整備や開発等の関連事業が隣接して行われているか、行われる予定である。

b)-2 事業化の熟度

用地の確保がしやすいなど、効率的に公園整備を行うための環境が整っている公園については、優先的に整備を進めます。

視点	評価項目	評価の内容
事業化への熟度	用地確保の見込み	先行取得地が多い、残民有地が小規模である、地権者数が少ないなど、用地取得に要する時間と予算が比較的少ない。
	合意形成の見込み	公園整備に関する正式な要望書が提出されている。 (地元団体・自治会・市議会)
	現在の事業地に隣接	現在の都市計画公園の事業地に隣接しており、事業が効率良く進められる。

## 第6章

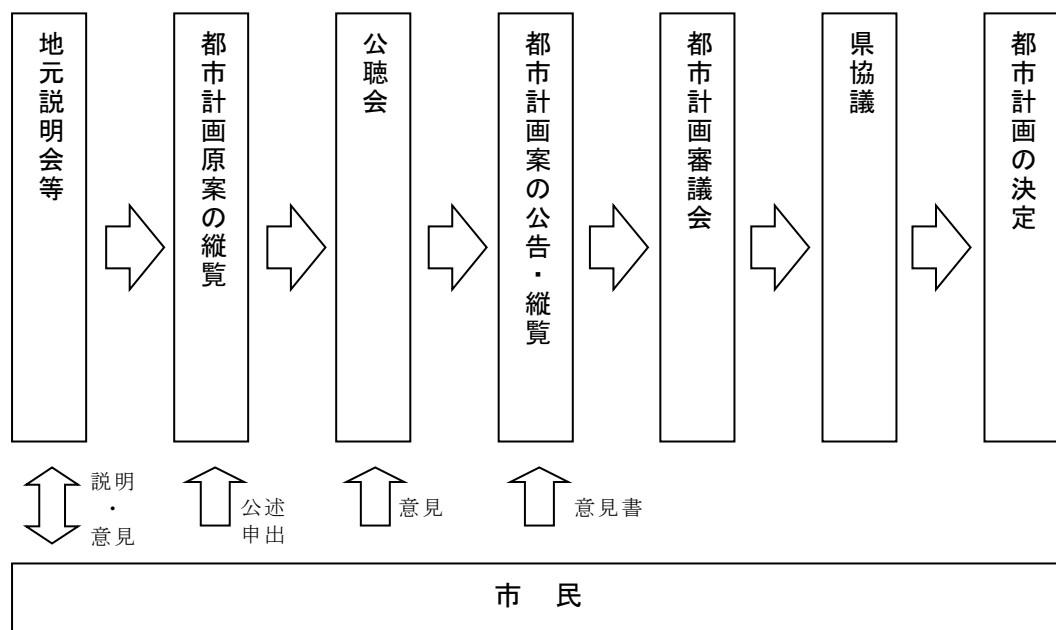
# 都市計画の変更・事業の実施に向けて

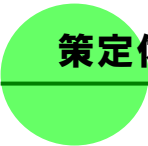
### (1) 今後の流れ

見直し計画策定後は、地元説明会や区協議会等を経て都市計画原案をとりまとめます。その後、都市計画の図書の作成作業をはじめ、変更手続きに入ります。これらは、以下の流れで進めていきます。

なお、各段階において、市民、地権者の合意形成を図り、進めます。

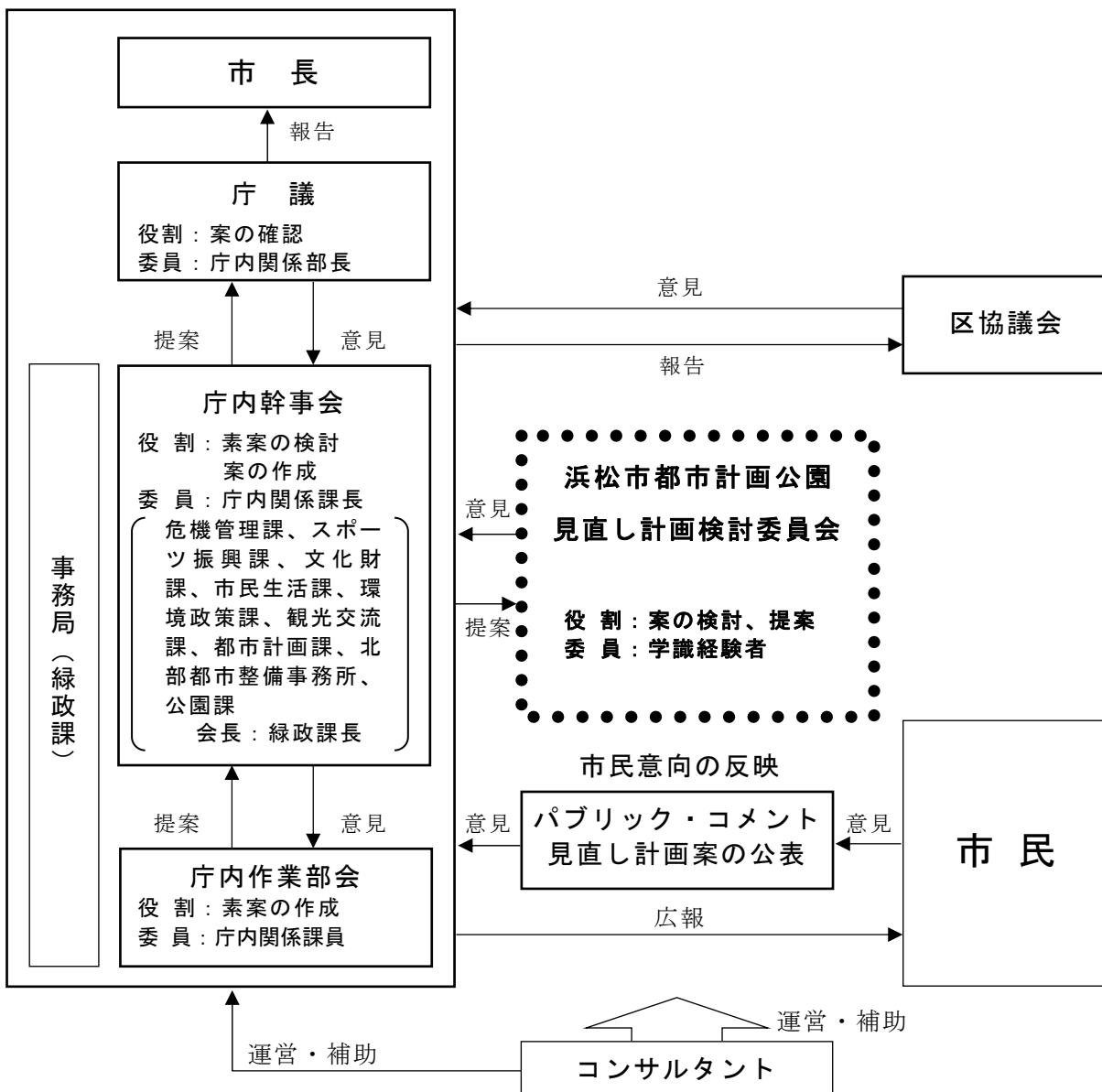
また、整備プログラム策定後は、1期、2期、3期の整備予定時期に合わせた公園整備の推進に努めます。





# 策定体制と検討の経緯

## (1) 策定体制



## (2) 検討の経緯

平成 23 年度

年月	会議	内容
平成 23 年 10 月	14 日 第 1 回庁内作業部会	1. 見直し計画・整備プログラム策定にあたって (策定の趣旨及び体制について、庁内幹事会・ 作業部会規約について) 2. 浜松市における都市計画公園の現状と 見直し計画及び策定プログラムの必要性 3. 未開設公園の現状 4. 見直し計画の策定方法について (協議)
	18 日 第 1 回検討委員会	
12 月	19 日 第 2 回庁内作業部会	1. 見直し計画(案)について (第 1 回作業部会及び検討委員会後の変更箇所) 2. 各課個別ヒアリング結果について 3. 評価(案)について
	26 日 第 2 回検討委員会	
平成 24 年 2 月	22 日 第 3 回庁内作業部会	1. 見直し計画(案)について (評価方法の修正について) 2. 評価(案)について 3. 来年度の進め方について
	27 日 第 3 回検討委員会	
3 月	6 日 第 1 回庁内幹事会	1. 見直し計画・整備プログラム策定にあたって (策定の趣旨及び体制について、庁内幹事会・ 作業部会規約について) 2. 見直し計画(案)について 3. 評価(案)について 4. 来年度の進め方について

平成 24 年度

年月	会議	内容
平成 24 年 11 月	12 日 第 4 回庁内作業部会	1. 見直し計画・整備プログラム策定にあたって (策定の趣旨及び体制について、庁内幹事会・ 作業部会規約について)
	19 日 第 4 回検討委員会	2. 見直し計画について 3. 整備プログラムの位置づけについて 4. アンケート調査について ※検討委員会では主要な公園を視察
平成 25 年 1 月	30 日 第 5 回庁内作業部会	1. 前回からの変更・修正点について 2. 公園整備に関する市民アンケート調査結果につ いて
2 月	5 日 第 5 回検討委員会	3. 整備プログラム(案)について
2 月	22 日 第 6 回庁内作業部会	1. 前回からの変更・修正点について 2. 整備プログラム(案)について (評価方法の修正について)
3 月	6 日 第 6 回検討委員会	3. 評価(案)について 4. 来年度の進め方について

平成 25 年度

年月	会議	内容
平成 25 年 11 月	28 日 第 2 回庁内幹事会 第 7 回庁内作業部会	1. 見直し計画・整備プログラム策定にあたって (策定の趣旨及び体制について、庁内幹事会・ 作業部会規約について)
平成 26 年 1 月	9 日 第 7 回検討委員会	2. パブリック・コメント(案)について (見直し方針と整備の優先順位付け方針(案)につ いて)
	22 日 第 3 回庁内幹事会 第 8 回庁内作業部会	1. 見直し計画・整備プログラム策定にあたって (策定の趣旨及び体制について、庁内幹事会・作 業部会規約について)
		2. パブリック・コメント(案)について (見直し方針と整備の優先順位付け方針(案)につ いて)
		1. 前回からのパブリック・コメント(案)の変更につ いて 2. 今後の進め方について

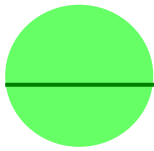
## 用語解説

### あ行

いせきこうえん 遺跡公園	遺跡の保存と公開を目的として整備した施設を指します。
いっきゅうかせん 一級河川	国土の保全または国民経済上、特に重要な水系で、国土交通大臣が指定したものをいいます。一部区間を指定して都道府県または、政令指定都市に管理を委任することができます。
オープンスペース	交通や建物など特定の用途によって占有されない空地を指します。

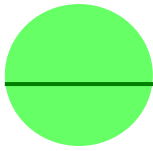
### か行

かいせつ 開設	本計画においては、公園施設を整備した土地を都市公園法に基づき、都市公園として供用を開始することをいいます。
かがんだんきゅう 河岸段丘	河川の中・下流域に流路に沿って発達する階段状の地形を指し、河成段丘ともいわれます。
きそん 既存ストック	これまでに蓄積してきた道路・公園・下水道などの都市基盤や住宅・商業・工業などの都市機能を指します。
きちやうしゆ 貴重種	文化財保護法で指定された天然記念物や種の保存法に指定されている種（法的に保護が必要な種）、環境省のレッドリストや静岡県レッドデータブックなどに掲載されている種（法的な規制はないものの生育数や生息数が相対的に少なく絶滅のおそれのある野生生物種）で、ここでいう貴重種は「生物多様性はままつ戦略」で定義されたものを指します。
けんちくせいげん 建築制限	建築行為に対する制限であり、建ぺい率、容積率に対するものをはじめとし、高さ制限、道路斜線制限などがあります。
こうえんりよくち 公園緑地マニュアル	新たに創設された法制度をはじめとする公園緑地施策の普及・活用の促進を図るとともに、最新情報の提供を通じて公園緑地行政分野の業務の円滑化を目的とした図書を指します。（社団法人日本公園緑地協会発行）
こくとりようけいかく 国土利用計画	国土利用計画法に示される国土利用の基本理念に即し、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡のある国土の利用を確保することを目的として策定する「土地の利用」に関する最も基本的な計画です。平成 17 年 7 月に 12 市町村が合併し広大な面積を有することになった浜松市では、市域全体を見通し、その土地を有効かつ健全に利用することで美しく快適で活力ある住みよいまちをつくっていくため、新たな「国土利用計画浜松市計画」が策定されています。
コミュニティ	一定の地域に居住し、共属感情を持つ人々の集団で地域社会、共同体ともいわれています。



さ行

<p>さとやま 里山</p>	<p>都市近郊や集落周辺の丘陵及び低山帯に広がる二次林帯をいいます。</p>
<p>しがいかくいき 市街化区域</p>	<p>都市計画区域内において、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分です。市街地として積極的に開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域、及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を指定します。</p>
<p>しがいかちようせいいき 市街化調整区域</p>	<p>都市計画区域内において無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分です。市街化を抑制すべき区域で、農林漁業などの一部の建物を除き原則的に開発は禁止されています。</p>
<p>しがいちかいはつじぎょう 市街地開発事業</p>	<p>地方公共団体などが、一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行い、面的な市街地の開発を図ることを目的として行う事業で、土地区画整理事業や市街地再開発事業などがあります。</p>
<p>じそくかのう しゃかい 持続可能な社会</p>	<p>現代の世代が、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていこうとする理念を持続可能な開発といいます。持続可能な社会とは、持続可能な開発が行われ持続可能性を持った社会を指します。平成 24 年 4 月に閣議決定された第四次環境基本計画においては、「人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各自治体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会」と定義されています。</p>
<p>シティプロモーション</p>	<p>『地域の魅力を創り出し、それを国内外に発信し、都市のブランド力を高め、「人」・「もの」・「情報」が活発に行き交う、元気で活力のある都市を創る活動』を指します。</p>
<p>じどうゆうえん 児童遊園</p>	<p>児童福祉法第 40 条の児童厚生施設に該当し、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的とした公園を指します。</p>
<p>しゃじりん 社寺林</p>	<p>神社や寺院の境内などの樹林を指します。</p>
<p>じゅうくきかんこうえん 住区基幹公園</p>	<p>主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な利用に供するため、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分されます。</p>



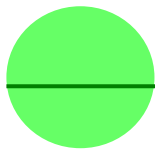
さ行

<p>せいぶつたようせい 生物多様性</p>	<p>生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指します。生物多様性の定義には様々なものがありますが、生物の多様性に関する条約では「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息または生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されています。</p>
<p>せんび 線引き</p>	<p>都道府県や政令指定都市は、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができます（都市計画法第 7 条）。市街化区域と市街化調整区域を分けることを、法律上は「区域区分」といいますが、一般には「線引き」といわれています。</p>
<p>ゾーン</p>	<p>本計画では、基本的な土地利用のまとまりを指します。</p>

た行

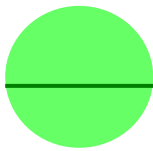
<p>だい じしんひがいそうてい 第4次地震被害想定</p>	<p>地震被害想定は、震度分布や液状化などの自然現象、人的・物的被害、ライフライン・交通施設や経済の被害や被害・対応シナリオ等を想定したものであり、県や市町の地震防災対策の基礎資料となるものです。第 4 次地震被害想定は、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う甚大な津波災害（東日本大震災）を機に策定が開始され、平成 25 年 6 月に公表されました。</p>
<p>ちいきせいりょくち 地域制緑地</p>	<p>地域制緑地は、法制度等に基づいて保全された緑地であり、「法によるもの」「協定によるもの」「条例等によるもの」に区分されます。法によるものとしては、特別緑地保全地区、緑地保全地域、風致地区などがあります。協定によるものとしては、緑地協定、景観協定で緑地が係る事項を定めているものなどがあります。条例等によるものとしては、条例・要綱・契約・協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区、樹林地の保存契約、協定による工場植栽地、などとなります。</p>
<p>ちいきぼうさいけいかく 地域防災計画</p>	<p>災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務または業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画です。都道府県知事あるいは市町村長を会長とする地方防委会議で決定します。</p>
<p>ちくけいかく 地区計画</p>	<p>細街路や小公園等の小規模な公共施設の配置及び規模とともに、建築物に関する制限を計画事項とする総合的な都市計画制度です。</p>
<p>ちんじゅ もり 鎮守の森</p>	<p>神社の境内にある森です。</p>





た行

ていたんそとし 低炭素都市	都市における社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出を抑制し、並びにその吸収作用を保全及び強化を目標とする都市を指します。
てんねんきねんぶつ 天然記念物	動物、植物、地質・鉱物などの自然物に関する記念物を指します。文化財保護法や各地方自治体の文化財保護条例に基づき指定されます。
とくしゆこうえん 特殊公園	その目的に則し配置する、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園などの特殊な公園を指します。
とくていちくこうえん 特定地区公園	都市計画区域外において、農山漁村の生活環境の改善を目的として、面積4ha以上を標準として配置される公園。
とくべつりよくちほぜんちく 特別緑地保全地区	都市内に残された緑地を、特別緑地保全地区として指定することにより、一定規模以上の樹木の伐採などの行為を許可制とし、現状凍結的に保全するものです。土地所有者には相続税の評価減等のメリットがあります。さらに、管理協定制により土地所有者の管理の負担を軽減することができます。
としきかんこうえん 都市基幹公園	主として市全域の住民が利用することを目的とした公園であり、その機能から総合公園、運動公園に区分されます。
としきばん 都市基盤	一般的に道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や、学校、病院、公園などの公共施設を指します。
としけいかくこうえん 都市計画運用指針	国として、今後、都市政策を進めていくうえで都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体的な運用が各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を各地方公共団体に示したものを指します。
としけいかくきそちようさ 都市計画基礎調査	都市計画法に定められた都市計画に関する基礎的調査であり、概ね5年ごとに、人口規模、産業分類別の就業人口規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しを調査するものをいいます。
としけいかくくいき 都市計画区域	都市計画制度上の都市の範囲を指します。
としけいかくけつてい 都市計画決定及び へんこう 変更	都市計画法の一定の手続きにより、都市計画の内容を決定及び変更することです。その都市計画の内容は都市計画の図書（総括図、計画図及び計画書）によって表示するものとされています。都市計画を定める者は原則として都道府県、または市町村です。
としけいかくこうえん 都市計画公園	都市計画法第11条の都市施設の「公園」として計画決定されたものをいいます。



た行

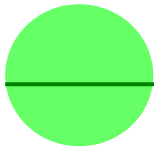
<p>としけいかくほう 都市計画法</p>	<p>都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律です。</p>
<p>としけいかくほうだいじょう 都市計画法第53条</p>	<p>都市計画法第53条第1項の規定に基づき、都市計画施設（都市計画道路・都市計画公園など）や市街地開発事業（土地区画整理事業・市街地再開発事業など）の区域内で建築物を建築する場合には一定の制限のもと、市長の許可を受けなければなりません。</p>
<p>としこうえん 都市公園</p>	<p>「都市公園法」に定義されるもので、地方公共団体または国が設置する都市計画施設である公園または緑地、都市計画区域内において設置する公園または緑地を指します。</p>
<p>とちくかくせいりじぎょう 土地区画整理事業</p>	<p>土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設または変更に関する事業をいいます。</p>

な行

<p>にきゅうかせん 二級河川</p>	<p>一級河川以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるもののうち、都道府県知事が指定したもので、一定区間を指定して政令指定都市に管理を委任することができます。</p>
-------------------------	--

は行

<p>はままつしそうごうけいかく 浜松市総合計画</p>	<p>浜松市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を指します。</p>
<p>はままつしとしけいかく 浜松市都市計画マスタープラン</p>	<p>長期的な見通しをもって総合的・一体的なまちづくりを進めていくための都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、浜松市の目指すべき将来都市像を定めた上で、その実現に向けたまちづくりについての考え方を明らかにしたものです。</p>
<p>はままつしみどり きほんけいかく 浜松市緑の基本計画</p>	<p>緑の基本計画は、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができます。（都市緑地法第4条） 浜松市では、市が抱える課題の解決や社会の要請を的確に捉え、都市部から森林地域まですべての地域に住む市民一人ひとりが、みどりを生活に取り込み、みどりを活用しながら、豊かで楽しい生活を実現していくための、具体的な将来像の提示や、今後の取組指針を示す総合的な「ビジョン」を示しています。</p>
<p>ふうちちく 風致地区</p>	<p>地域制緑地の一つで、都市の風致を維持するために指定するものです。都道府県、政令指定都市で定める「風致地区条例」により、建築物の建築、宅地の造成または木材の伐採などの行為を規制しています。</p>



は行

<p>ほあんりん 保安林</p>	<p>木材の生産という経済的機能よりも、災害の防止、他産業の保護その他の公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林を指します。保安林においては、立木竹の伐採等一定の行為を行う際には、都道府県知事(または市長)の許可が必要となります。</p>
<p>ほうさいこうえん 防災公園</p>	<p>都市の防災機能の向上により安全で安心できる都市づくりを図るため、災害時に復旧・復興拠点や生活物資などの中継基地拠点などとなる防災拠点、周辺地区からの避難者や帰宅困難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として機能する災害対策基本法に基づく地域防災計画等に位置づけられている都市公園を指します。</p>

や行

<p>ゆうちけん 誘致圏</p>	<p>主にその公園の利用が見込まれる範囲を表します。誘致圏の標準は、街区公園半径 250m、近隣公園半径 500m、地区公園半径 1km 等です。</p>
<p>ようちいき 用途地域</p>	<p>市街地の土地利用の基本的枠組みを明らかにするものであり、住居、商業、工業その他の用途を適切に配分し、建築物の用途、密度及び形態などに関する制限を設定することにより、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成を図るものです。</p>

ら行

<p>ランドマーク</p>	<p>地域の目印となる建築物や大木など、象徴的な景観要素を指します。</p>
<p>りょくかじゅうてんちく 緑化重点地区</p>	<p>都市緑地法第4条の中で「緑の基本計画」の策定項目として定める「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」です。</p>
<p>りょくち 緑地</p>	<p>都市緑地法第3条第1項に「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、またはこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」とされています。特にその範囲に限定はなく、計画的にその保全・創出を図っていくとすれば、個人の家の庭や生垣の緑などにいたるまで幅広く計画に含めうるものです。</p>
<p>りょくひりつ 緑被率</p>	<p>一般に、ある地域または地区において緑被地の占める割合をいいます。「緑被地」とは、樹林地、草地、田、畑などの土地を総称している場合と、樹木、芝、草花などで覆われた土地(樹木の場合、その枝葉を水平面に投影した土地)の部分のみをいう場合とがあります。</p>





浜松市都市計画公園の見直し方針と整備の優先順位付け方針

平成26年6月

浜松市 都市整備部 緑政課

〒430-0946

浜松市中区元城町216-4

ノーススタービル浜松5階

電 話 053-457-2565

ファックス 053-457-2164

メー ル [ryokuka@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:ryokuka@city.hamamatsu.shizuoka.jp)